

第4節 広報計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	企画対策部、総務対策部
--------	-------------

広報計画は、災害発生直後から応急対策期の間に、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況などを適時かつ的確に伝達するための広報活動について、必要な事項を定める。

市災害対策本部は、災害時に被災地や住民に対して正確な情報を速やかに提供するため、誰に何を伝えるのかを明確にし、そのための広報手段を的確に選択することにより、効果的な広報を行う。

第1 広報の担当

1 広報担当及び各対策部との連絡

ア 災害情報、被害情報など災害に関する広報に関しては、原則として、企画対策部情報管理班が行う。

イ 市災害対策本部の各対策部にて広報を必要とする事項については、企画対策部企画班と連絡調整を図る。

2 情報など広報事項の収集

ア 総務対策部記録班は、市災害対策本部の各対策部などが把握する災害情報などを積極的に収集し、集約する。

イ 市災害対策本部の各班は、必要に応じて現地に出動し、カメラ、ビデオカメラなどにより災害状況を正確に記録するように努める。

第2 住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び防災関係機関による応急対策の実施状況など、住民に対する広報については、次の方法により行うものとする。

1 報道機関との連携

(1) テレビ、ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる媒体であるテレビやラジオ局と連携して、住民への広報に努める。

(2) 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見または記者説明あるいは資料提供などにより、報道機関を通じて住民に情報を伝える必要がある。そのため、次の方法により報道機関に情報提供を行う。

ア えびの市記者クラブ及び報道機関に対する情報提供は、総務対策部市民協働班にて行うものとする。

イ 情報提供に際しては、原則として日時、場所、目的などを前もって各報道機関に連絡し実施する。

ウ 報道機関への対応

(ア) 報道活動への協力

総務対策部市民協働班は、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼について、可能な範囲で協力する。

(イ) 報道機関への情報提供

a 報道機関への情報提供は、応急対策活動の状況、災害情報及び被害状況などの報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、総務対策部市民協働班を通じ速やかに実施する。

b 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害情報を報道機関に発表する場合は、原則として防災監ならびに総務対策部と事前の協議を行った上で実施するものとする。

c 総務対策部市民協働班は、報道機関に発表した情報を市災害対策本部の各班及び関係機関に送付する。

2 独自の手段による広報

市災害対策本部の各対策部は、その保有する人員や資機材を活用して、適切な手段を用いて住民に対する効果的な広報活動を行う。

ア 市防災行政無線放送（同報系）

イ 広報車による呼びかけ

ウ ハンドマイクなどによる呼びかけ

エ 市ホームページ（インターネット）

オ 立看板、掲示板

カ 電話など

3 県などへの広報要請

必要な広報を市自らで行うことが困難な場合においては、県などに要請し、ヘリコプターなどによる広報活動の展開などを依頼する。

第3 広報の内容

災害時に住民が求める情報は、時間経過とともに変化し、被災者を取りまく状況も刻一刻と変化する。このことから、市は災害発生直後、応急対策時及び復旧・復興時などの段階ごとに、住民のニーズに応じた広報を行うよう努める。

なお、主な広報内容は、次に示すとおりとする。

- ア 気象予警報などの発表または解除
- イ 市災害警戒本部あるいは市災害対策本部の設置または廃止
- ウ 災害防止の事前対策
- エ 災害応急対策の状況
- オ 災害状況などその他必要な事項

1 被災地の住民などに対する広報内容

市は、被災地の住民などに対して、次の情報を優先的に広報する。

- ア 火災やガス事故防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒など）
- イ 避難指示等が発令されている地域及びそれらの内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 隣近所での助け合いの呼びかけ
- カ 避難場所（避難所、福祉避難所を含む。）、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食料、水などの支給状況
- コ し尿処理、衛生対策に関する情報
- サ 被災者への相談窓口の開設状況
- シ 遺体の安置場所、死亡手続きなどの情報
- ス 臨時休校などの措置に関する情報
- セ ボランティア組織からの連絡事項
- ソ 市域における被害状況
- タ 関係機関が実施している応急対策状況

2 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、市は被災地での応急対策が円滑に行われるように協力を呼びかける広報活動を行う。また、被災地の住民向けに発信する情報と同様の内容も必要に応じて広報する。

- ア 避難指示等が発令されている地域及びそれらの内容
- イ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話や被災地入りに関する自粛の呼びかけ
- オ 災害ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 市域の全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

第5節 応援要請・受入れ計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、企画対策部
--------	-------------

応援要請・受入れ計画は、災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど市独力では災害対応が困難であると判断される場合において、市災害対策本部があらかじめ締結している相互応援協定などに基づいた応援要請を行い、関係機関の協力を得て行う応急対策計画ならびに他の自治体などへの応援計画について定めるものである。

第1 県・他自治体への応援要請・受入れ

他の地方公共団体との相互応援計画は、災害応急対策または災害復旧・復興対策のために行う。また、他の地方公共団体への職員の派遣要請あるいは他の地方公共団体への市職員の派遣については、次のとおり定めるものとする。

1 実施担当部

総務対策部人事班とする。

2 他の地方公共団体との応援協力

本部長は、市域で災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に対して職員派遣の応援を求める。

3 職員の派遣要請

本部長は、災害応急対策または災害復旧・復興のために必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、他の地方公共団体の長に対して職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種、人数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ そのほか職員の派遣について必要な事項

4 応援受入れ体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市災害対策本部は、応援要請が予測される様な大規模な災害が発生し、または発生

するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、県ならびに他の関係機関に通報するほか、必要な情報交換を速やかに行う。

(2) 受入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市災害対策本部は、県ならびに他の関係機関との連絡を速やかに行うための連絡窓口を設置する。

イ 経費の負担

(ア) 国または他県、あるいは他市町村から市災害対策本部に職員の派遣を受けた場合には、派遣職員に対する災害派遣手当及び給与など経費の負担方法について、災害対策基本法施行令第18条、第19条及び「えびの市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する規則（平成18年6月えびの市規則第26号）」に定めるところにより負担する。

(イ) 指定公共機関などから協力を受けた場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従う。

5 消防機関の応援要請など

本部長は、現況の消防力では対応できない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

手続きは、「宮崎県消防相互応援協定」「西諸広域行政事務組合消防本部緊急消防援助隊受援計画」に基づき実施する。

■ 応援協定内容

- ・ 災害の種類(建物火災、林野火災、土砂災害、地震災害など)
- ・ 災害の状況
- ・ 気象関係
- ・ 今後の判断
- ・ 応援の消防力及び必要資器材
- ・ その他必要事項

(1) 県内への消防応援要請

本部長は、消防本部と協議し、市及び消防本部管内の消防力では、市域で発生した火災、その他の災害に対応できないと判断した場合は、本部長又は西諸広域行政事務組合消防本部消防長を通じて、県内の協定締結市町（一部事務組合を含む。）の消防本部（局）へ応援隊の出動を要請することができる。

この場合の要請手続きは、「宮崎県消防相互応援協定」によるものとする。

(2) 県外への消防応援要請

本部長は、消防本部と協議し、県内の消防力では、消防本部管内で発生した火災、

その他の災害に対応できないと判断した場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

この場合の要請手続きは、「西諸広域行政事務組合消防本部緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

(3) 応援体制

市は、他の市町村などで災害の発生を覚知したときには、災害情報収集に努めるとともに、当該市町村への応援体制を整える。また、応援の要請を受けた場合には、直ちに出勤し要請した地方公共団体の長の指揮下に入り行動する。

なお、締結した相互応援協定に定められている場合には、応援の要請がなくとも状況に応じて自主的な応援行動をとるものとする。また、応援出勤の際には被災した当該市町村の負担とならないよう、自己完結型の応援体制をとるなど応援先の被災状況に配慮するものとする。

6 他の地方公共団体への応援

東日本大震災では、大規模かつ広域にわたる地震・津波災害が発生し、自治体は甚大な被害をこうむり、応急対策体制の立ち上げなどに混乱をきたした。しかし、被災地から離れ大きく被災しなかった自治体が迅速な応援活動を実施し、災害時の業務遂行に大いに役立った。こうした教訓を踏まえ、本市でも広域自治体間の相互応援体制を強化する。

市長は、他の地方公共団体から応援を求められたときには、本市のもつ「たすけあいの精神」に基づいて所要の職員を被災自治体に派遣するほか、県域、地域を越えた積極的な災害支援活動を行う。

第2 相互応援計画

市は、災害が発生した場合の迅速かつ効果的な災害応急対策または災害復旧・復興のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体と協力して災害活動の万全を期することを目的とした災害時における相互応援に関する協定締結を推進するものとする。

本市における相互応援協定については、第2編第1章第2節第2「活動体制の整備」による。

第3 自衛隊の災害派遣要請計画

1 自衛隊の災害派遣要請の基準

市は、災害時における自衛隊の災害派遣要請について、人命または財産の保護のため、自衛隊の災害派遣の要件である「緊急性」、「公共性」、「非代替性」の3原則に照らしつつ、おおむね次の基準をもって行う。

- ア 人命救助のため必要がある場合
- イ 水害などの災害が発生し、または災害の発生が予想され、緊急に水防措置が必要な場合
- ウ 大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
- エ 災害のための救援物資の輸送を必要とする場合
- オ そのほか応急の医療、防疫、給水及び通信支援などが必要な場合

2 災害派遣要請の依頼

ア 本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事に対して災害派遣の要請を依頼する。

ただし、緊急を要する場合には口頭または電話をもって行い、その後速やかに文書にて提出するものとする。

- (ア) 災害状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 部隊との連絡場所及び部隊の集結地
- (オ) その他参考となる事項

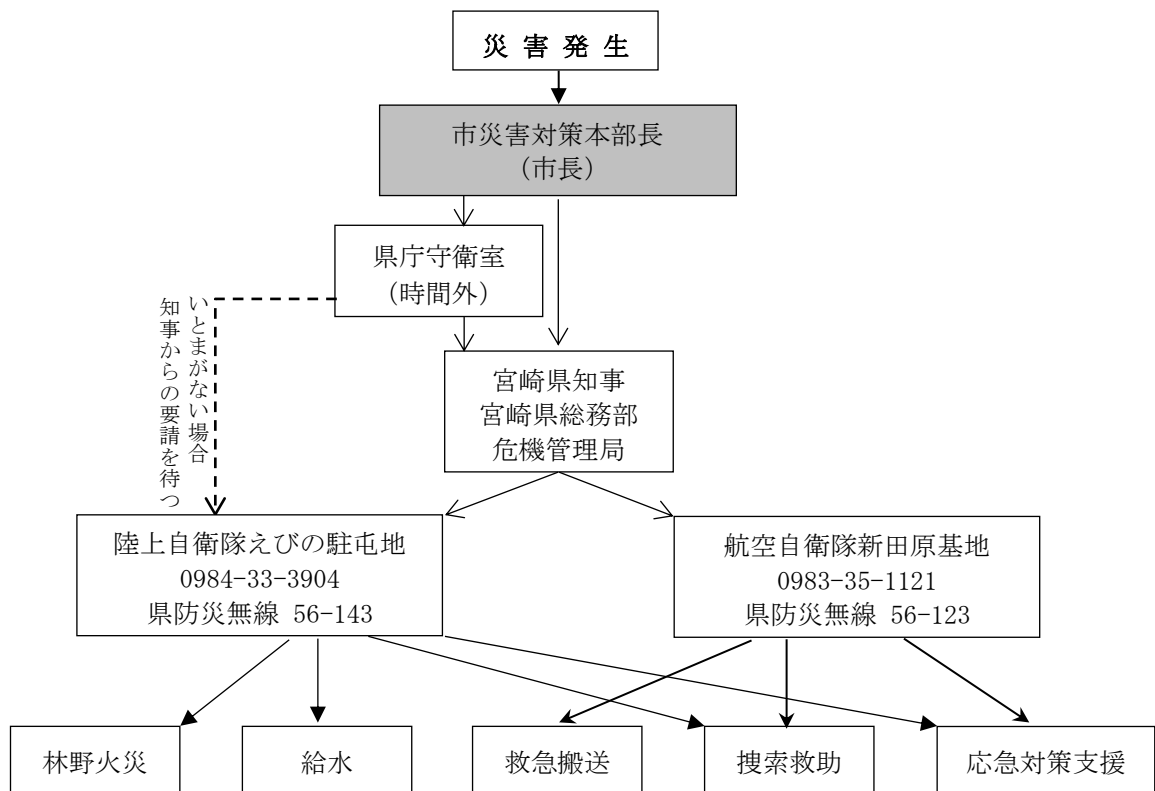


図1 自衛隊災害派遣要請ルート系統図

- イ 自衛隊の災害派遣要請は、市長（本部長）が行うものとする。
- ウ 派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県総務部危機管理局とする。
- エ 自衛隊災害派遣要請の系統図は図1に示すとおりである。
- オ ヘリコプターの派遣要請ルートは図2に示すとおりである。
(急患搬送のためヘリコプターを要請する場合)

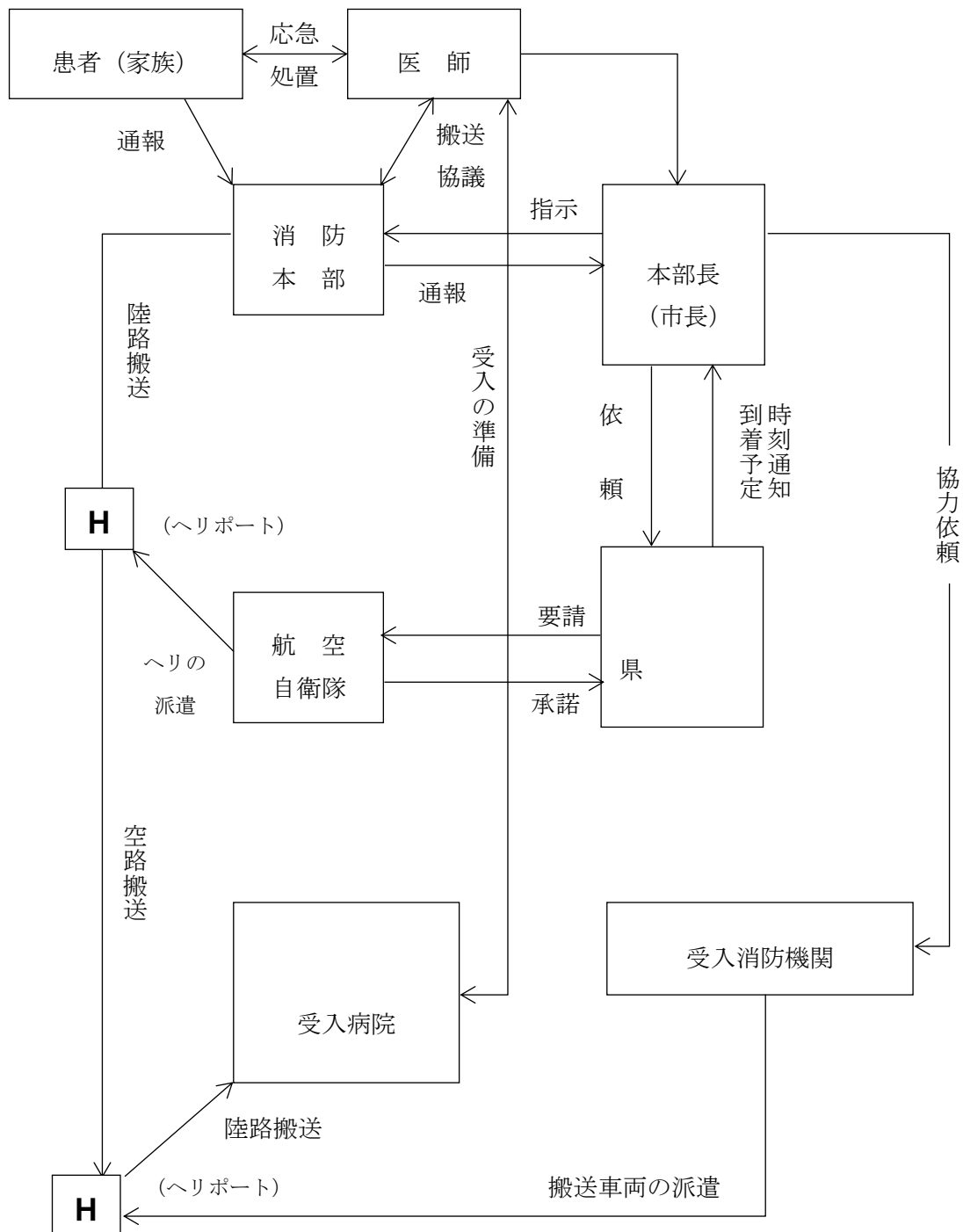


図2 ヘリコプター派遣要請ルート図

3 災害派遣部隊の受入れ措置

ア 本部長は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

(ア) 派遣部隊の宿泊所、車両、器材などの保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(イ) 派遣部隊及び県との連絡員（防災監）を指名し、派遣部隊との連絡にあたるものとする。

(ウ) 応援を求める作業の内容、所要人員、器材などの確保そのほかについて計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるよう連絡室などを含めて準備しておくものとする。

イ 本部長は、派遣部隊が到着した場合には、おおむね次の要領により措置するものとする。

(ア) 派遣部隊をえびの警察署などと連携して部隊集結予定地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画などについて協議し、調整のうえで必要な措置をとるものとする。

(イ) 本部長は、次の事項を毎日、県総務部危機管理局に報告するものとする。

- a 派遣部隊の名称
- b 派遣部隊の長の官職氏名
- c 隊員数
- d 到着日時
- e 従事している作業内容及び進捗状況
- f その他参考となる事項

4 地上と航空機との交信

災害派遣時における陸上自衛隊西部方面隊、航空自衛隊新田原基地の航空機と地上との交信方法などは、次によるものとする。

(1) 地上からの航空機に対する信号

表 地上からの航空機に対する信号例

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(急患または緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を請う。
黄旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏など異常が発生している。	自治体または警察官に連絡を請う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 信号に用いる旗は、一辺が1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答

表 地上からの信号に対する航空機の応答例

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右に傾斜させる。）。
了解できず	右旋回を続ける。

(3) 航空機からの地上に対する信号要領

表 航空機の要求事項と信号例

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投下	上空で旋回した後、投下地点を低空で通過する。	低空通過方向から通信筒もしくは食料品、医薬品の投下または隊員などのラペリングによる降下などを行う。
誘導	上空旋回した後に、翼を振りながら直線飛行で繰り返し現場を離脱する。	離脱方向へ誘導する。
督促	連続旋回する。	地上からの信号など通信事項を再確認する際に行う。

(4) ヘリコプター着陸希望時の要領

地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、希望地点に直径 20m の  を図示し、風向を吹流し、またはT字型(風向 |→)で明確に示すものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請の依頼

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときには、速やかに文書をもって知事に対し、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話などで撤収要請を依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

6 経費の負担

自衛隊の災害派遣部隊などが火災救助作業または災害復旧作業を行うにあたり、使用する物品に要した経費については、原則として市が負担するものとする。

第6節 水防計画

1 水防計画の目的

本計画は、水防法及び宮崎県水防計画に準じて、市域の各河川による水災を警戒または防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。さらに、水防に必要な事項及び具体的な実施要領を定め、市の水防活動に万全を期することを目的とするものである。

(1) 市の責任

国及び県による洪水予報を受け、市域に被害をもたらすと認められるときは、第2編第2章第2節第2「水位情報の通知及び周知、洪水情報、水防警報など」に定める方法により、迅速かつ正確に住民に周知するものとする。

(2) 住民の義務

住民は、常に気象状況に注意し、水害の発生が予想される場合には、自ら進んで水防活動に協力しなければならない。

2 市水防組織と機構

(1) 市水防本部の機構

市水防本部は、市災害対策本部をもってあてるものとし、その分掌事務については市災害対策本部規程に定めるものとする。

(2) 水防団の組織

水防団の組織は、消防団をもってあてるものとし、その分掌事務については第2編第2章第1節第3「市災害対策本部の設置」及び資料編に示すとおりとする。

(3) 水防資器材

水防資器材は、市予算の定めるところにより、年次計画で整備するものとする。

(4) 通信連絡

ア 連絡事項

- (ア) 気象状況
- (イ) 水防団出動
- (ウ) 避難のための立退き

イ 連絡方法

警報などの伝達方法については、第2編第2章第2節第1「気象警報などの伝達計画」に定めるところによる。

(5) 非常輸送

非常の場合の資器材の輸送は、第2編第2章第9節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画」に定めるところによる。

3 非常配備体制

(1) 市水防本部

市水防本部の非常配備については、第2編第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

(2) 水防団

水防団の配備計画については、第2編第2章第1節「活動体制の確立」に定めるもののほか、特に災害の発生が予想される地域にあっては、常時出動し得るよう待機するものとする。

4 水害危険区域

(1) 市内の水害危険区域

市内の水害危険区域は次のとおりであり、それらの詳細については別表の川内川重要水防箇所一覧表などに示すとおりである。

なお、重要水防区域・箇所の評価基準（国の基準例）は次ページに示すとおりである。

(別表) えびの市における水害危険区域

重要水防区域（水防警報を行う区域）、重点区間及び河川で災害が予想される区域

■国土交通大臣管理区間

重要水防区域（水防警報を行う区域）

別紙-1 川内川重要水防箇所一覧表(A)

別紙-2 川内川重要水防箇所一覧表(B)

別紙-3 川内川重要水防箇所一覧表（重点区間）

■県知事管理区間

重要水防区域（水防警報を行う区域）及び河川の危険と予想される区域

別紙-4 重要水防箇所一覧表(A)

(参考) 重要水防区域・箇所の評定基準

- 重点区間 ・ ・ ・ 水防時に特に重点的に巡視すべき区間で、重要度 A、B、要注意区間の中から設定
- 重要度 A ・ ・ ・ 水防上最も重要な区間
- 重要度 B ・ ・ ・ 洪水が堤防を越えるおそれがある箇所、漏水・法崩れの対策が未施工の箇所など
- 要注意箇所 ・ ・ ・ 堤防の高さに余裕がない箇所、漏水・法崩れの対策が暫定施工の箇所など
水防上注意を要する区間
新堤防築造後 3 年以内の箇所、破堤・旧河川跡及び出水期間中に堤防開削する工事箇所など

種別	ランク		
	重要度 A	重要度 B	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と、現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現在の堤防の断面積あるいは天端の幅が、計画に対して半分に満たない箇所。	現在の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり (堤体強度)	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質・法勾配などからみて法崩れまたはすべりが発生するおそれがある箇所であり、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質などからみて漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝 洗掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固などが流れ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠損などの危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防前面の河底が深掘れにならない程度に先掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削した工事箇所または仮締切などにより本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧河川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。破堤跡または旧河川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(出典：平成 24 年度宮崎県水防計画書（平成 24 年 7 月 1 日現在）)

別紙-1

川内川重要水防箇所一覧表 (A)

川内川河川事務所

川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	川内川	えびの市亀沢	左岸	99 K 600 ~ 100 K 000	240	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高A・堤防断面B) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工
2	"	えびの市岡松	右岸	99 K 800 ~ 99 K 900	100	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (堤防高A・漏水B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工 シート張工
3	"	えびの市岡松	右岸	100 K 800 ~ 101 K 200-50	405	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (堤防高A・漏水B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工 シート張工 月の輪工
4	"	えびの市岡松	右岸	101 K 200-50 ~ 101 K 200+100	150	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工
5	"	えびの市西川北	右岸	104 K 000 ~ 105 K 000+90	1,010	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	"
6	"	えびの市池島	左岸	109 K 900 ~ 110 K 200-70	260	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	"
7	"	えびの市大明司	右岸	110 K 000 ~ 110 K 000+90	90	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高A・堤防断面A) 暫定堤防の為、高さ不足	"
8	"	えびの市大明司	右岸	110 K 600 ~ 110 K 800	185	断面不足の為、崩壊の恐れあり 法面崩壊の恐れあり 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (堤防高A・漏水A・法崩れA) 堤防暫定の為、高さ不足	積土俵工 シート張工 月の輪工
9	"	えびの市大明司	右岸	110 K 800 ~ 111 K 200	365	断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面A) 暫定堤防の為、高さ不足	積土俵工
10	"	えびの市今西	左岸	113 K 800 ~ 114 K 200	393	法面崩壊の恐れあり (堤防高A)	シート張工
11	"	えびの市杉水流	左岸	116 K 200 ~ 116 K 600	245	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
12	長江川	えびの市栗下	右岸	0 K 200 ~ 0 K 200+60	60	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	"
13	"	えびの市加久藤	右岸	0 K 200 ~ 0 K 600	382	堤防の前面河床が深掘れし、対策が未施工 法面崩壊の恐れあり 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (水衝・洗掘A、法崩れA・漏水B)	水流し工 シート張工 月の輪工
14	"	えびの市加久藤	右岸	0 K 600 ~ 0 K 800	200	堤防の前面河床が深掘れし、対策が未施工 法面崩壊の恐れあり 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (水衝・洗掘A、法崩れB・漏水B)	"
計				14ヶ所	4,085		

(出典：令和元年度宮崎県水防計画書)

第2編 風水害、共通対策編
第2章 災害応急対策計画
第6節 水防計画

別紙-2

川内川重要水防箇所一覧表 (B)

川内川河川事務所

川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	川内川	えびの市亀沢	左岸	100 K 000 ～ 100 K 600	840	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工
2	〃	えびの市岡松	右岸	99 K 900 ～ 100 K 200	315	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
3	〃	えびの市岡松	右岸	100 K 200 ～ 100 K 300	570	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・堤防断面B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
4	〃	えびの市向江	左岸	100 K 800+150 ～ 100 K 800	145	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
5	〃	えびの市向江	左岸	100 K 800 ～ 101 K 000	220	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
6	〃	えびの市向江	左岸	101 K 000 ～ 102 K 600	1,520	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
7	〃	えびの市内堅	右岸	101 K 200+100 ～ 102 K 000-190	805	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
8	〃	えびの市内堅	右岸	102 K 000-190 ～ 102 K 000	190	基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (法崩れB)	積土俵工 シート張工
9	〃	えびの市水流	右岸	102 K 000 ～ 102 K 400	285	河積不足の為、溢水の恐れあり 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
10	〃	えびの市水流	右岸	102 K 400 ～ 102 K 600	150	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
11	〃	えびの市向江	左岸	102 K 800 ～ 102 K 800+70	70	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工
12	〃	えびの市水流	右岸	102 K 800 ～ 102 K 800	85	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
13	〃	えびの市島内	左岸	102 K 800+70 ～ 102 K 800+119	50	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
14	〃	えびの市水流	右岸	102 K 800 ～ 103 K 000	155	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
15	〃	えびの市島内	左岸	102 K 800+119 ～ 103 K 200+30	340	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工
16	〃	えびの市水流	右岸	103 K 000 ～ 103 K 200	110	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
17	〃	えびの市水流	右岸	103 K 400 ～ 103 K 600	180	基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (法崩れB)	シート張工
18	〃	えびの市西川北	右岸	105 K 000+80 ～ 105 K 400	285	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB)	積土俵工 木流し工
19	〃	えびの市西川北	右岸	105 K 400 ～ 105 K 400+20	20	洗掘が予想され、崩壊の恐れあり (洗掘B)	木流し工
20	〃	えびの市東川北	右岸	106 K 000 ～ 106 K 000+140	140	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
21	〃	えびの市湯田	右岸	106 K 000+140 ～ 106 K 400	250	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防高B)	積土俵工
22	〃	えびの市中島	左岸	107 K 000 ～ 107 K 000+20	20	法崩れ又はすべりの実績があり、対策が暫定施工 (法崩れB) H19被災箇所	積土俵工
23	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 000+80 ～ 110 K 200	110	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高B・堤防断面B)	積土俵工
24	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 200 ～ 110 K 600	390	暫定堤防の為、高さ不足 堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防高B)	積土俵工
25	川内川	えびの市池島	左岸	110 K 200 ～ 111 K 000+50	739	法面崩壊の恐れあり (法崩れB)	シート張工
26	〃	えびの市池島	左岸	111 K 000+50 ～ 111 K 000+150	100	無堤地区の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工 シート張工
27	〃	えびの市池島	左岸	111 K 000+150 ～ 111 K 400	283	法面崩壊の恐れあり (法崩れB)	シート張工
28	〃	えびの市今西	左岸	112 K 200 ～ 112 K 400	220	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
29	〃	えびの市大明司	右岸	111 K 200 ～ 111 K 300	595	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防高B)	積土俵工
30	〃	えびの市今西	左岸	112 K 400 ～ 113 K 300	1,442	法面崩壊の恐れあり (法崩れB)	シート張工
31	〃	えびの市飯野	左岸	114 K 600 ～ 115 K 400	820	法面崩壊の恐れあり (法崩れB)	シート張工
32	〃	えびの市飯野	左岸	115 K 400 ～ 116 K 000	476	河積不足の為、溢水の恐れあり 法面崩壊の恐れあり (堤防高B・法崩れB) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工 シート張工
33	〃	えびの市飯野	左岸	116 K 000 ～ 116 K 200	240	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工
34	〃	えびの市麓	右岸	115 K 800-75 ～ 116 K 400+100	875	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 低水路、高水敷部分の可道断面不足	積土俵工
35	〃	えびの市杉水流	左岸	116 K 400 ～ 116 K 600	270	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
36	長江川	えびの市加久藤	左岸	0 K 200 ～ 1 K 600	1,400	基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (漏水B)	月の輪工
37	〃	えびの市加久藤	右岸	0 K 300 ～ 1 K 600	800	基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水の恐れあり (漏水B)	月の輪工
計				37 ヶ所	15,273		

(出典：令和元年度宮崎県水防計画書)

別紙-3

水害危険区域（国土交通大臣管理区間）

河川名	重 要 水 防 区 域								重点区間	
	A		B		要注意		計			
	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)
川内川	14	6.015	25	8.015	3	0.433	42	14.463	6	17.070
長江川	3	1.170	0	0	0	0	3	1.170	2	1.170
計	17	7.185	25	8.015	3	0.433	45	15.633	8	18.240

水害危険区域（国土交通大臣管理区間）の内訳は、次のとおり。

川内川重要水防箇所一覧表（重点区間）

川内川河川事務所

川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸 の別	位置	延長（m）	備考	水防工法
1	川内川	えびの市向江	左岸	100 K 600+100 ～ 102 K 600	1,935	法崩れが予想される	シート張工
2	〃	えびの市西川北	右岸	03 K 800 ～ 105 K 000+90	1,310	高さ、幅ともに小さく、 溢水、崩壊の恐れあり	積土俵工
3	〃	えびの市大明司	左岸	109 K 200 ～ 115 K 100	5,900	洗掘が予想される。	木流し工
4	〃	えびの市大明司	右岸	109 K 200 ～ 115 K 100	5,900	洗掘が予想される。	木流し工
5	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 000 ～ 111 K 600	1,510	高さ、幅ともに小さく、 溢水、崩壊の恐れあり	積土俵工
6	〃	えびの市杉水流	左岸	116 K 200 ～ 116 K 600	515	高さ、幅ともに小さく、 溢水、崩壊の恐れあり	〃
7	長江川	えびの市栗下	左岸	0 K 200 ～ 0 K 800	588	洗掘が予想される	積土俵工 木流し工
8	〃	えびの市加久藤	右岸	0 K 200 ～ 0 K 800	582	洗掘が予想される	〃
計				8箇所	18,240		

（出典：令和元年度宮崎県水防計画書）

別紙-4

水害危険区域（県知事管理区間）

水系名	河川名	重 要 水 防 区 域							
		A		B		要注意		計	
		箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)
川内川	稲荷川	1	0.43					1	0.43
	西境川	1	0.40					1	0.40
	長江川			1	0.03			1	0.03
	溝添川					1	0.56	1	0.56
計		2	0.83	1	0.03	1	0.56	4	1.42

水害危険区域（県知事管理区間）の内訳は、次のとおり。

重要水防箇所一覧表

番号	河川名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防工法	背後試算の状況	備考
1	川内川	稲荷川	えびの市大字内堅 字宮久保地先	左岸	430m	流下断面不足 (本川水位の影響)	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17.18年に浸水被害
2	川内川	西境川	えびの市大字向江 字岩次地先	左岸 右岸	400m	流下断面不足 (本川水位の影響)	水があふれる	積土のう工	住園宅地、保育園	H9.18年に浸水被害
3	川内川	川内川	えびの市大字 大河平	右岸	400m	堤防高不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	R2年に浸水被害

(出典：令和2年度宮崎県水防計画書)

重要水防箇所一覧表（要注意）

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
1	川内川	溝添川	えびの市大字柳水流 字溝添地先	左岸 右岸	560m	内水	水があふれる	積土のう工	国道、鉄道、住宅地	H9.18年に浸水被害

(出典：令和元年度宮崎県水防計画書)

(2) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難のための処置

水防法（昭和24年法律第193号）第15条において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の処置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを市に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な訓練を行うものとする。

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

【病院・診療所（有床に限る）】

番号	機関名	住所	連絡先	備考
1	えびの共立病院	向江506	37-1313	病院
2	京町共立病院	向江508	37-1011	病院、短期入所療養介護施設、介護療養型医療施設
3	京町温泉クリニック	亀沢391-1	37-2233	診療所
4	渡辺医院	向江929	37-1109	診療所、短期入所療養介護施設、介護療養型医療施設

【介護施設】

番号	機関名	住所	連絡先	備考
1	えびの市社会福祉協議会	栗下 6 8	35-0066	通所介護
2	デイサービスセンターげんきゆのはな館	亀沢 3 9 2 - 5	37-0200	通所介護
3	小規模デイサービス より処ゆるり	向江 7 7 6 - 1	37-0062	通所介護
4	さくら苑京町デイサービス	島内 6 2 7	21-7007	通所介護
5	通所リハビリテーションふき	向江 9 2 9	37-2026	通所リハビリテーション
6	京町温泉クリニック	亀沢 3 9 1 - 1	37-2233	通所リハビリテーション
7	特別養護老人ホームえびの涼風園	岡松 1	37-1220	短期入所生活介護施設、介護老人福祉施設
8	京町温泉ショートステイさつき苑	亀沢 3 9 1 - 1	37-2233	短期入所生活介護施設
9	京町栄寿園	亀沢 3 9 1 - 2	37-2177	有料老人ホーム

【学校】

番号	機関名	住所	連絡先	備考
1	えびの市立飯野小学校	原田 1 1 0	33-0008	
2	えびの市立加久藤小学校	栗下 1 5 1	35-1351	
3	えびの市立加久藤中学校	栗下 1 2 6 9 - 1	35-1353	
4	えびの市立真幸小学校	向江 1 1 4 0	37-1253	
5	えびの市立真幸中学校	向江 8 5 0	37-1150	

【保育園等】

番号	機関名	住所	連絡先	備考
1	飯野保育園	原田 5 2 - 2	33-2100	
2	第二和光幼稚園	原田 3 2 9 4	33-3269	
3	加久藤乳児保育園	栗下 1 6 0 8	35-1219	
4	認定こども園ふじ幼稚園	栗下 1 5 9 2	35-2508	
5	真幸認定こども園	向江 1 0 4 0 - 1	37-1495	
6	なかよし認定こども園	向江 9 8	37-2063	
7	京町こども園	向江 8 7 6	37-0228	

【障がい者施設】

番号	機関名	住所	連絡先	備考
1	グループホーム まさき	水流 5 5 - 7	48-4110	

【児童福祉施設】

番号	機関名	住所	連絡先	備考
1	チャイルドサポート びーだま	内堅 1 7 0 - 1	48-0360	

(3) 避難計画

避難計画は、第2編第2章第10節「避難収容活動計画」に定めるところによる。

5 水防活動

(1) 気象観測

市域に設置された観測施設をもって測定するものとする。

(2) 水防団出動及び解除

ア 出動準備

市水防本部において非常配備をとったとき。

イ 出動

災害が発生したとき、または災害の発生が迫ったと認められたとき。

ウ 解除

水防活動が完了したとき、または災害発生のおそれなくなり出動命令者から解除の指示があったとき。

(3) 巡視

ア 巡視責任者及び担当区域

水害危険区域については、消防団長が責任者となり団員とともに巡視し、その他の地域については、巡視が必要と認められる地域を管轄する部長が責任者となり巡視する。

イ 巡視の方法

巡視は気象状況により、その実施間隔を定めるなどして、定期的に行うものとする。

(4) 協力応援

水防活動で担当区域内における水害が拡大し、担当区域内の団員の対応では不足をきたす場合については、直ちに市水防本部に連絡し、協力応援を求めるものとする。

6 水防訓練など

(1) 水防訓練

水防訓練については、第2編第1章第2節第10「2 個別防災訓練の実施(1) 水防訓練」に定めるところによる。

(2) 水防信号

水防信号については、第2編第2章第2節第2「3(4) 水防信号」に定めるところによる。

7 川内川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(川内川

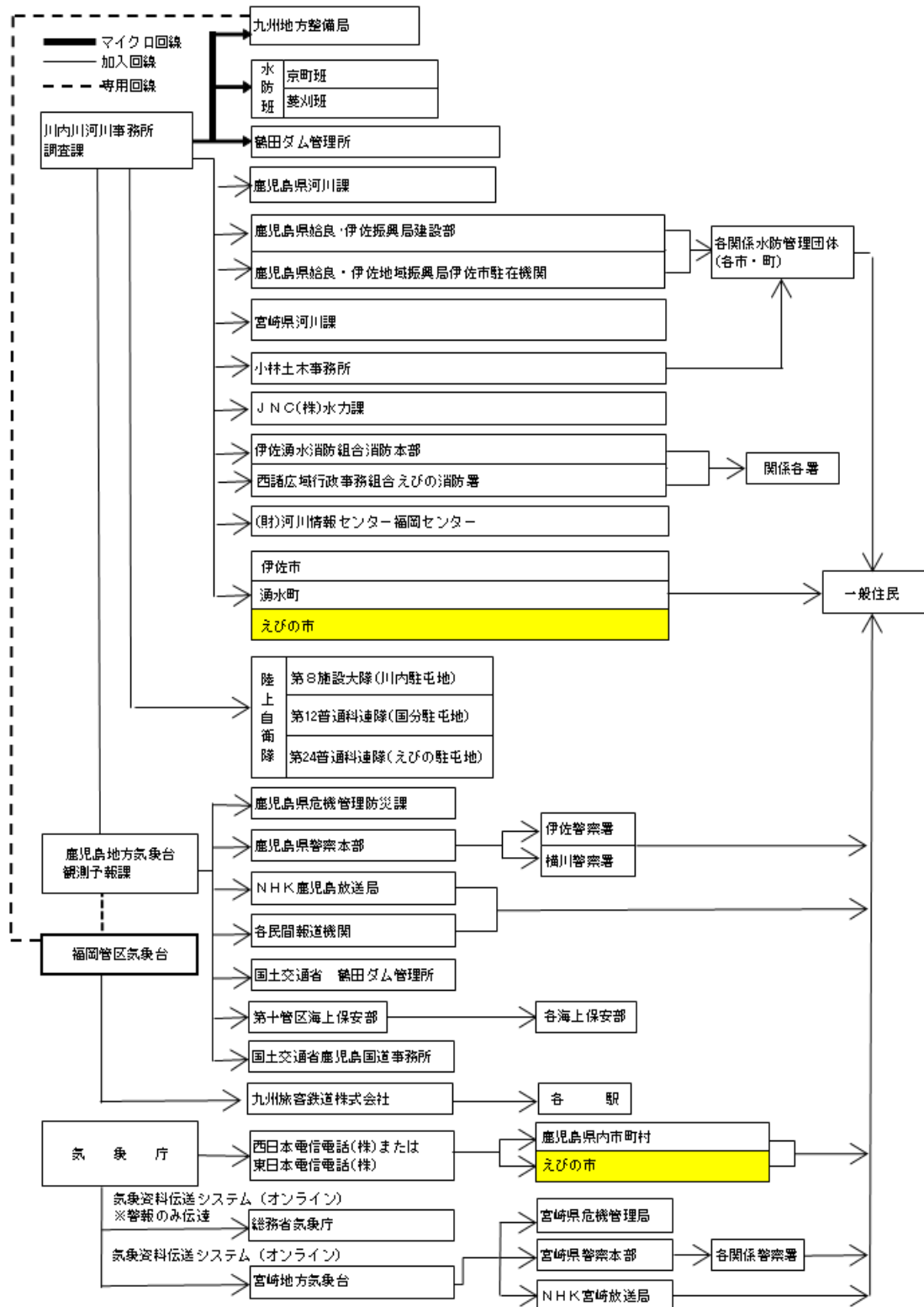
河川事務所)と気象庁(鹿児島地方気象台)が共同して行う川内川洪水予報は、次のとおりである。

なお、川内川洪水予報に関する洪水予報実施区間、洪水予報地点及び基準点、洪水予報の発表基準ならびに水防警報の段階については、第2編第2章第2節第2「2 川内川洪水予報及び3 水防警報」に定めるところによる。

(1) 水防警報の種類

- ア 待機：水防団待機水位に達したとき。
- イ 準備：水防団待機水位を超え、はん濫注意水位を突破するおそれがあるとき。
- ウ 出動：はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- エ 警戒：避難判断水位またははん濫危険水位を超え、なお上昇しているとき。
堤防が破堤の危険があるとき、または破堤などが発見されたとき。
- オ 待機：はん濫注意水位以下に下がり、再び増水のおそれがないとき。
- カ 解除：はん濫注意水位以下に下がり、再び増水のおそれがないとき。
- ※ 地震による堤防の漏水、沈下などの場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 川内川上流部伝達系統図



※ 各民間報道機関は、防災情報提供装置に接続しているもの。
※ 西日本電信電話(株)または東日本電信電話(株)への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

(3) 川内川上流部の発表内容

情報の内容	はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
情報の種別	はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

川内川上流部洪水予報		第〇号
洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除

平成 年 月 日 時 分

国土交通省川内川河川事務所

共同発表

気象庁鹿児島地方気象台

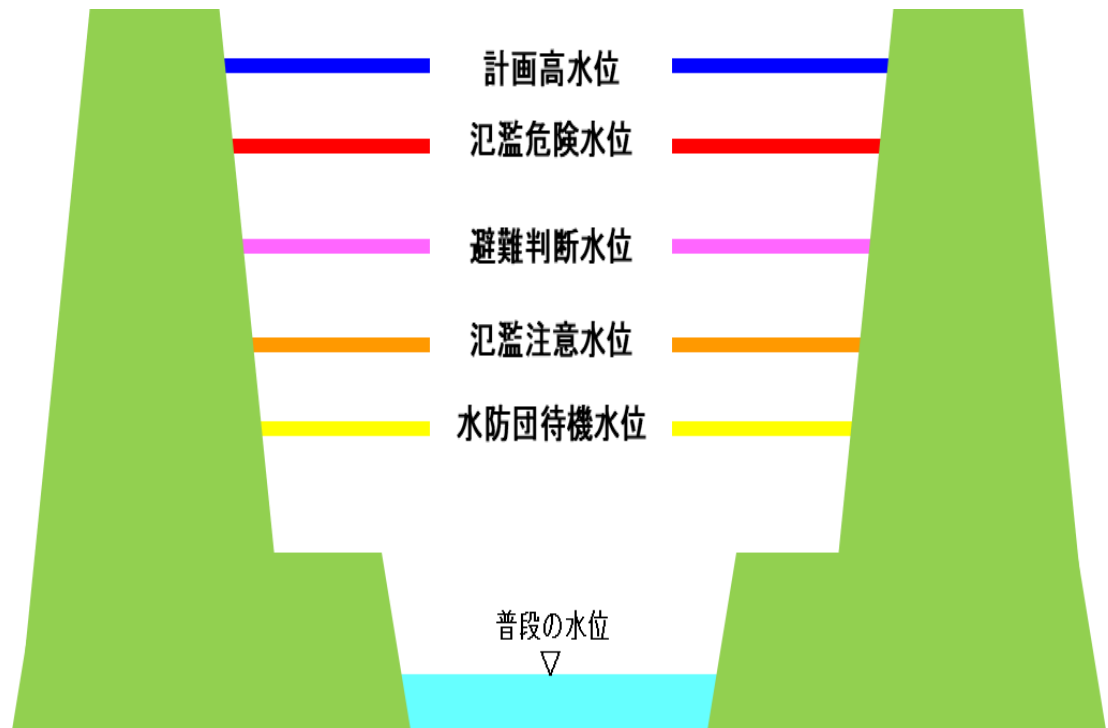
区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	川内川上流部でははん濫注意水位に到達水位はさらに上昇 →主文 15	国
	2	川内川上流部では避難判断水位に到達したが水位の上昇はない見込み →主文 16	
	3	川内川上流部では今後はん濫危険水位に達する見込み →主文 17	
	4	川内川上流部では避難判断水位に到達今後はん濫危険水位に達する見込み →主文 18	
	5	川内川上流部では避難判断水位に到達水位はさらに上昇 →主文 19	
	6	川内川上流部でははん濫危険水位に到達はん濫のおそれあり →主文 20	
	7	川内川上流部でははん濫危険水位を下回る →主文 21	
	8	川内川上流部では避難判断水位を下回る →主文 22	
	9	川内川上流部でははん濫注意水位を下回る →主文 23	
	10	川内川上流部でははん濫が発生	
	11	川内川上流部では当分の間はん濫注意水位を越える水位が続く見込み →主文 24	
	12	川内川上流部では当分の間避難判断水位を越える水位が続く見込み →主文 24	
	13	川内川上流部では当分の間はん濫危険水位を越える水位が続く見込み →主文 24	
	14	フリーフォーマット →主文 25	
主文	15	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫注意水位(レベル 2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	国
	16	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位(レベル 3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	
	17	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫危険水位(レベル 4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	18	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位(レベル 3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル 4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	19	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位(レベル 3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	20	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫危険水位(レベル 4)に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。	
	21	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫危険水位を下回りました(レベル 3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒してください。	
	22	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位を下回りました(レベル 2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をしてください。	
	23	川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫注意を下回り(レベル 1)、危険はなくなったものと思われます。	
	24	1 川内川上流の真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)では、当分の間(はん濫注意水位を越える水位(レベル 2)・避難判断水位を越える水位(レベル 3)・はん濫危険水位を越える水位(レベル 4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
		2 川内川上流の栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先)では、当分の間(はん濫注意水位を越える水位(レベル 2)・避難判断水位を越える水位(レベル 3)・はん濫危険水位を越える水位(レベル 4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
	25	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)	

区分	番号	発表内容	担当
雨 降 と 水 位 の 現 況	26	(台風第__号・__低気圧・__前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気
	27	降り始めの	
	28	1 __日__時から__日__時までの川内川上流部の流域平均雨量は__ミリ	
		2 (に達しました・となっています)。	
	29	また、(ところにより・__)1時間に、__ミリの雨が降っています。	
	30	現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。	
	31	フリーフォーマット	
	32	1 川内川上流の水位は__日__時現在、次のとおりです。	国
		2 真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)で . m (水位危険度レベル(1. 2. 3. 4. 5) (上昇中・横ばい・下降中))	
		3 栗野橋水位観測所(鹿児島県姶良郡湧水町木場地先)で . m (水位危険度レベル(1. 2. 3. 4. 5) (上昇中・横ばい・下降中))	
	33	フリーフォーマット	
雨 降 と 水 位 の 予 想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気
	35	1 __日__時から__日__時までの川内川上流部流域平均雨量は__ミリ	
		2 の見込みです。	
	36	フリーフォーマット	
	37	1 川内川上流の水位は、__日__時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2 真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)で . m 程度 (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		3 栗野橋水位観測所(鹿児島県姶良郡湧水町木場地先)で . m 程度 (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
	38	__の水位は__日__時頃(最高となりその水位は・には) . m 程度と見込まれます。	
事 注 意	39	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)	国
	40		

参考	真幸水位観測所 (受け持ち区間 川内川 左岸：えびの市大字原田地先からえびの市大字亀沢地先、右岸：えびの市大字原田地先からえびの市大字岡松地先) ■はん濫危険水位 4.70m 避難判断水位 4.00m はん濫注意水位(警戒水位) 3.30m 水防団待機水位 2.40m 平常水位 1.22m ■はん濫のおそれのある地区 えびの市 栗野橋水位観測所 (受け持ち区間 川内川 左岸：湧水町大字鶴丸地先から鶴田ダム、右岸：湧水町大字般若寺地先から鶴田ダム) ■はん濫危険水位 5.80m 避難判断水位 5.10m はん濫注意水位(警戒水位) 4.40m 水防団待機水位 3.80m 平常水位 0.09m ■はん濫のおそれのある地区 湧水町、伊佐市 水位危険度レベル ■レベル 5 はん濫の発生 ■レベル 4 はん濫危険水位超過 ■レベル 3 避難判断水位超過 ■レベル 2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル 1 水防団待機水位超過
----	---

(問い合わせ先)
水位関係：国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所 調査課 0996-22-3271
気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 観測予報課 099-250-9913

(4) 水位に応じた危険度レベル



(1) 計画高水位 河川改修の基準となる水位。 ・河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位。	↑ ↑ ↑ ↑ ↑
(2) はん濫危険水位 洪水により破堤などの災害や浸水被害のおそれがある水位。 ・堤防の整備状況や河道の流下能力などを総合的に勘案して設定されている。 ・河川改修後の河川においては、計画高水位がはん濫危険水位となる。 ・水防法に基づく「洪水予報河川」の主要な観測所に設定される“はん濫のおそれが生じる水位”で洪水予報の発表において用いられる。	
(3) 避難判断水位 市町村長が避難勧告を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位。 ・はん濫注意水位とはん濫危険水位の間に位置し、避難勧告などの住民への周知及び避難に要する時間などを考慮して設定されている。 ・河川の水位がこの水位に達すると、河川管理者は、関係市町村に通知するとともに、報道機関を通じて住民に周知を行わなければならない。 ・水防法に基づく「水位周知河川」の主要な水位観測所に設定されている。	
(4) はん濫注意水位 水防活動の目安となる水位。 ・河川の水位がこの水位に達すると、警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視などの水防活動が行われる。 ・水防法に基づく「水防警戒河川」の主要な水位観測所に設定されている。	
(5) 水防団待機水位 はん濫注意水位には達していないが、注意を要する水位。 ・はん濫注意水位と同様に、水防活動の目安となる水位。 ・河川の水位がこの水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行う。 ・水防法に基づく「水防警戒河川」の主要な水位観測所に設定されている。	

レベル 4

レベル 3

レベル 2

レベル 1

(5) 洪水予報などの発表例

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 川内川河川事務所 鹿児島地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

川内川上流部氾濫危険情報

川内川上流部洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
川内川河川事務所・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】川内川上流部では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】川内川の栗野橋水位観測所（始良郡湧水町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、始良郡〇〇町では、川内川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】川内川の真幸水位観測所（えびの市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。えびの市では、川内川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。えびの市からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
川内川上流部	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

川内川上流部の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
栗野橋 水位観測所 (始良郡湧水町)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
真幸 水位観測所 (えびの市)	00日00時00分の状況	XX.X1				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	栗野橋水位観測所	真幸水位観測所	
	始良郡湧水町	えびの市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.5	4.4	
レベル3水位 避難判断水位※	5.1	4.0	
レベル2水位 氾濫注意水位	4.4	3.3	
レベル1水位 水防団待機水位	3.8	2.4	
受け持ち区間	川内川	川内川	
	左岸 湧水町大字鶴丸地先から 鶴田ダム	左岸 えびの市大字原田地先 からえびの市大字亀沢地先	
	右岸 湧水町大字般若寺地先から 鶴田ダム	右岸 えびの市大字原田地先 からえびの市大字岡松地先	
	綿打川	長江川	
	左岸 湧水町大字米永地先から川内川 への合流点	左岸 えびの市大字栗下地先から川内 川への合流点	
	右岸 湧水町大字米永地先から川内川 への合流点	右岸 えびの市大字栗下地先から川内 川への合流点	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	鹿児島県始良郡湧水町〇〇地区 鹿児島県伊佐市〇〇地区	宮崎県えびの市〇〇地区	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 川内川河川事務所 防災室 電話：0996-22-3273

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9913

〇〇川 避難判断水位到達情報 第1号

令和〇年〇月〇日

〇〇時〇〇分発表

〇〇〇〇事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報[洪水]

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇時〇分に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位〇.〇〇mに到達しました。避難準備・高齢者等避難開始の発令等について検討してください。

〇〇観測所では、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分の1時間に、約△cm水位が上昇し、今後とも上昇が見込まれます。

放送機関が報道される際には、下記の文例を参考にしてください。

今後の雨量・水位の状況によっては、河川の氾濫等による浸水被害のおそれがありますので、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所(〇〇市(町・村)〇〇付近)

氾濫危険水位 〇.〇〇m	【市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位】 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位 〇.〇〇m	【市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる水位】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

注)参考として、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」
(<http://kasen.prefmiyazaki.jp/index.html>)の該当観測所の水位グラフを添付します。

【問い合わせ先】

〇〇〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇川氾濫危険水位到達情報 第1号

令和〇年〇月〇日
 〇〇時〇〇分発表
 〇〇〇〇事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇時〇分に、避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位〇.〇〇mに到達しました。

家屋の浸水等、相当な被害が発生するおそれがありますので、避難勧告等について検討するとともに、引き続き厳重な警戒をしてください。

※氾濫危険水位…水防法第13条に規定される特別警戒水位

〇〇観測所では、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分の1時間に、約△cm水位が上昇し、今後とも上昇が見込まれます。

放送機関が報道される際には、下記の文例を参考にしてください。

河川の氾濫等により相当な浸水被害が発生するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所(〇〇市(町・村)〇〇付近)

氾濫危険水位	〇.〇〇m	【市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位】 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇.〇〇m	【市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる水位】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

(注)参考として、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」
<http://kasen.pref.miyazaki.jp/index.html>の該当観測所の水位グラフを添付します。

【問い合わせ先】

〇〇〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課

電話 0000-00-0000

FAX 0000-00-0000

〇〇川氾濫危険水位到達情報 第2号

令和〇年〇月〇日

〇〇時〇〇分発表

〇〇〇〇事務所

〇〇川の 〇〇〇 水位観測所の水位は、 〇〇 月 〇〇日
 〇〇時〇〇分現在、氾濫危険水位（〇〇．〇〇m）を下回
 りましたのでお知らせします（氾濫危険水位到達情報は解除
 となります。）。

なお、〇〇川の水位は、氾濫危険水位を下回りましたが、
 現在まだ、避難判断水位を越えていますので、厳重な警戒が必
 要です。市町村の発表する避難情報に引き続き十分に注意する
 よう住民へ周知してください。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所 （〇〇市（町・村）〇〇付近）

氾濫危険水位	〇．〇〇m	【市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位】 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇．〇〇m	【市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる水位】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

問い合わせ先

〇〇土木事務所

〇〇課

〇〇担当

電 話 〇〇〇〇-〇〇 -〇〇〇〇

F A X 〇〇〇〇-〇〇 -〇〇〇〇

〇〇川避難判断水位到達情報 第2号

令和〇年〇月〇日
〇〇時〇〇分発
〇〇〇〇事務所

〇〇川の〇〇〇水位観測所の水位は、〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分現在、避難判断水位（〇〇．〇〇m）を下回り
下降中ですのでお知らせします（避難判断水位到達情報は解除
となります。）。

なお、〇〇川の水位は下降中ですが、現在まだ、氾濫注
意水位を越えていますので、水防団等による警戒活動等、今後
も注意が必要です。

<参考>

〇〇川〇〇水位観測所（〇〇市（町・村）〇〇付
近）

氾濫危険水位	〇．〇〇m	【市町村長が避難勧告等を発令する目安となる水位】 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇．〇〇m	【市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる水位】 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	〇．〇〇m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先 〇〇土木事務所 〇〇課 〇〇担当
電 話 〇〇〇〇-〇〇 -〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇 -〇〇〇〇

（出典：令和元年度 宮崎県水防計画書 様式集）

第7節 救助・救急及び消火活動計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、民生対策部
--------	-------------

第1 救助・救急活動

市災害対策本部は、災害による死傷者をできる限り軽減するため、医療・救急機関ならびに防災関係機関と相互連携を図りつつ、住民ならびに自主防災組織などの協力のもとで効果的な救助・救急活動を実施する。

1 市及び消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

総務対策部本部班は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織などからの情報などを総合しつつ、被害状況を迅速かつ的確に把握して初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

えびの消防署長は、本部長及び知事に対して災害状況を報告するとともに、応援要請などの手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

消防本部は、災害後に多発すると予想される救助・救急要請に対しては、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、緊急性や救急度の高い傷病者を優先とし、その他傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ組織的な対応を図る。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れなどにより、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときには、民間の建設業者などの協力を得て迅速な障害物の除去や救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では、市災害対策本部が消防本部と連携し、必要に応じ応急救護所を設置するなどして西諸医師会や医療ボランティアなどの行う傷病者に対するトリアージ、応急手当ならびにこれらの医療救護活動の支援を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所では、西諸医師会や医療ボランティアがトリアージにより、傷病者の

傷病程度に応じた応急手当を行うほか、必要に応じて後方医療機関に搬送する手続きを行う。

イ 搬送先となる医療機関における施設設備の被災やライフライン途絶などにより、治療行為が困難となる場合も考えられる。このため、医療対策部は医療機関の応需状況を早期に情報収集するなどして、総務対策部本部班に対して必要な情報を収集及び伝達する。

2 住民相互、自主防災組織、事業所などによる救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的な救助活動を行う。

ア 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者などの早期発見に努める。

イ 救助活動用の資機材を活用し、組織的な救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所などの防災組織は、相互に連携ならびに協力し、地域における救助活動を行う。

エ 自主的な救助活動が困難な場合には、消防機関、警察などに速やかに連絡し早期救助を図る。

オ 救助活動を行うときは、可能な限り市や消防機関あるいは警察機関と連絡をとり、住民自身の安全確保を第一として、活動方法などについて指導を受けるものとする。

第2 被災者の救出

市災害対策本部は、救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合には、生命身体が危険な状態にある者を捜索し、これを速やかに救出して保護する。

1 救助法による救出の実施

(1) 対象者

災害により早急に救出しなければ生命の安全を保障できない危険な状態にあり、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立地点に取り残されたような場合

ウ 山津波、地すべり、トンネル事故などにより、生き埋めとなったような場合

エ 多数の登山者が遭難した場合

(2) 救出の実施期間

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

救助法に基づく国庫負担の対象となる費用の範囲については、次のとおりとする。

- ア 借上費または購入費（救出に直接必要な機械、器具の借上費または購入費で実際に使用したものの通常の実費など）
- イ 修繕費（救出に使用した機械、器具の修繕費など）
- ウ 燃料費（機械、器具を使用するために必要な燃料費及び照明代、救出者を蘇生するために必要な採暖用燃料費など）

2 救出活動

被災者の救出活動については、消防本部及び水防・消防対策部を主体とした救出班を編成して救出に必要な資機材を活用し、組織的な人命救助、救出活動を行う。救助活動に必要な人員、資機材が不足する場合には、直ちに相互応援協定に基づき速やかに関係機関に応援の要請を行うとともに、県に対して緊急消防援助隊あるいは自衛隊などの応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確立する。

なお、車両の確保については、第2編第2章第9節「救急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画」に定めるところによるものとする。

第3 消防活動

市域における消火活動などの消防活動については、消防本部が市災害対策本部と連携して必要な措置を講じる。

1 消防機関による消防活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

消防本部は、119番通報など各情報などを総合しつつ、被害状況を把握して初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

災害状況は、消防長が本部長に対して報告するとともに、応援要請などの手続きに遅れのないよう努める。

(2) 応援派遣要請

本部長は、十分な消火活動が困難であると認められる場合には、宮崎県消防相互応援協定に基づいて他の消防本部に対して応援を要請する。また、宮崎県消防相互応援協定などに基づいた応援をもってしても対応ができない場合には、知事に対し、電話などにより自衛隊などの追加応援要請を依頼する。

(3) 応援隊との連携

被害が大きい場合には、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携が不可欠となる。その場合、市災害対策本部は早期に指揮系統、情報伝達方法について明確にし、指揮連絡系統が混乱しない効率的な対策活動を行う。

なお、応援隊の受入れについては、「大規模災害消防応援実施計画（受援計画）」（宮崎県消防長会）に基づいて行う。

(4) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するための一般車両などの道路外への移動など、必要な措置命令などに関する強制措置を行うことができる。

2 応援隊の派遣

市長は、消防相互応援協定あるいは知事の指示により、他の被災自治体への応援を求められた場合には、緊急消防援助隊の一部として消防隊を被災地に派遣するなどして、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画（受援計画）」（宮崎県消防長会）などに基づいて、直ちに出動できる体制を確保する。

第8節 医療救護活動計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	医療対策部、民生対策部
--------	-------------

第1 医療機関による医療救護活動

災害のため医療機関の機能が停止または著しく不足し、もしくは混乱した場合における医療及び助産の実施については、次に定めるところによる。

1 医療

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

(2) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術そのほかの治療及び施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(3) 医療の方法

- ア 市と西諸医師会では対応可能な災害における医療は、市と西諸医師会が結ぶ「災害時における医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき行うものとする。
- イ 前項アで対応不可能な災害における医療については、県防災計画の定めるところにより行うものとする。
- ウ 医療及び助産の実施に必要な医薬品などの確保及び関係機関との連絡は民生対策部防疫救護班が中心となり行うものとする。

(4) 医療の費用及び期間

- ア 医療に要する費用は次のとおりとする。
 - (ア) 協定による場合
協定に定めるところによるものとする。
 - (イ) 県防災計画に定める医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損などの実費とする。
 - (ウ) 委託医療機関などによる場合
保険者の定める診療報酬の額以内とする。

(エ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内とする。

(オ) 日本赤十字社医療班による場合

知事と日本赤十字社宮崎県支部長との契約によるものとする。

イ 期間

救助法適用時の医療の実施期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て、その期間を延長することができる。

2 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)

(2) 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置（出産前の準備及び処置ならびに出産後の新生児に対する沐浴などを含む事後処置）

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

医療の方法によるほか、助産は原則として産科医を構成員とする県防災計画に基づく医療救護班があたるものとする。ただし、緊急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

(4) 助産の費用及び期間（救助法適用時）

ア 費用

助産に要する費用は、次のとおりとする。

(ア) 医療救護班による場合

使用した衛生材料の実費

(イ) 委託助産機関などによる場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

(ウ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

イ 期間

分娩した日から 7 日以内とする。すなわち、災害発生の日以前または以後 7 日間以内に分娩した者に対して、分娩した日から 7 日以内の期間が助産の期間となる。例示すれば、9 月 5 日に災害が発生し、9 月 11 日に分娩した場合には、9 月 17 日までが助産を実施できる期間となる。逆に災害発生の日以前に分娩した者については災害発生の日以前 1 日前である場合には、災害発生後 6 日間、災害発生の日以前 7 日前に分

娩した場合には救助法による助産については適用外となる。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができるが、延長に関する協議は、必ず助産の期間内に行う必要がある。再延長の場合も同様とする。

3 災害時における医療救護に関する協定書

災害時における医療救護に関する協定書：資料編参照

4 西諸医師会災害医療計画

西諸医師会災害医療計画：資料編参照

5 えびの市の医療施設

えびの市における医療施設については、別表に示すとおりである。

別表 医療施設の状況

(病院一覧)

(平成28年3月1日現在)

名 称	所在地	電話番号	診療科目
えびの市立病院	えびの市大字原田 3223	33-1023	内、外、整外、リハ、放
えびの共立病院	えびの市大字向江 506	37-1313	産、婦、放、麻
京町共立病院	えびの市大字向江 508	37-1011	内、呼内、循内、消内、 腎内、糖内、リハ、放
計 (3)			

(出典：えびの市庁内資料)

(診療所一覧)

(平成28年3月1日現在)

名称	所在地	電話番号	診療科目
いしざわ循環器内科	えびの市大字原田 2143-1	33-1438	内、循内、消内、麻
井尻眼科医院	えびの市大字向江 261	37-3007	眼
えびの眼科こだま小児科医院	えびの市大字大明司 1023	35-3003	小、眼
えびの整形外科医院	えびの市大字小田 1169-1	35-1250	整、リウ、リハ
えびのセントロクリニック	えびの市大字上江 1007-4	33-5777	内、呼内、循内、消内 外、肛外、婦
えびの第一クリニック	えびの市大字原田 2236	33-0148	内、循内、皮
京町温泉クリニック	えびの市大字亀沢 391-1	37-2233	内、循内、消内、皮、リハ
杉原耳鼻咽喉科	えびの市大字原田 3236	21-3100	気管、アレ、耳
丹医院	えびの市大字大河平 4327-37	33-0107	内、外、皮
のなか整形外科	えびの市大字原田 3187	33-2000	整、リハ
前田医院	えびの市大字栗下 218-1	35-1151	内、循内、消内、小
若葉クリニック	えびの市大字杉水流 50-1	33-3838	内、循内、消内、眼
渡辺医院	えびの市大字向江 929	37-1109	内、外、小
計 (13)			

※ただし、上記施設は医師が常駐する病院、診療所で、市民を診察対象とする施設である。

(出典：えびの市庁内資料)

(歯科診療所一覧)

(平成28年3月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目
石坂歯科医院	えびの市大字栗下 1374	33-2700	歯
市来歯科医院	えびの市大字原田 2248	33-0051	歯
京町歯科医院	えびの市大字向江 640	37-2219	歯、小
郡山歯科医院	えびの市大字栗下 1606	35-1600	歯
ひだか歯科医院	えびの市大字向江 494-1	37-3000	歯
田中歯科医院	えびの市大字原田 3460	33-0262	歯、小
西田歯科医院	えびの市大字小田 381-1	35-2638	歯、小、口
浜崎歯科医院	えびの市大字浦 1578-1	37-1990	歯、小
はまだ歯科医院	えびの市大字 3216-18	33-5647	歯
別府歯科医院	えびの市大字原田 167	33-5211	歯
松田歯科医院	えびの市大字向江 852	37-0111	歯
わたなべ歯科医院	えびの市大字小田 596-8	35-1050	歯、小、口
計 (1 2)			

(出典：えびの市庁内資料)

第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、土木対策部
--------	-------------

第1 緊急輸送車両の確保

市災害対策本部における災害時の交通の確保ならびにり災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材などの緊急輸送については、次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送については、次の者が行う。これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資などの緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

ア 道路管理者

災害時に道路施設の破損などにより、施設構造の保全または交通の危険を防止するために必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、または制限するものとする（道路法第46条に基づく）。

イ 県公安委員会

県公安委員会は、災害時において道路上の危険を防止し、交通安全と交通の円滑化を図るため必要があると認められるときは、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする（道路交通法第4条に基づく）。

また、災害応急対策に必要な人員及び物資などの緊急輸送確保のために必要があると認められるときは、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するものとする（災害対策基本法第76条に基づく）。

(2) 市が管理する交通施設の応急対策

市が管理する交通施設の応急対策は、本部長が土木対策部土木班に指示する。

(3) 緊急輸送

市が災害応急対策を実施するために行う緊急輸送は、本部長が総務対策部施設交通班に指示する。また、り災者などの緊急輸送については、民生対策部や水防・消防対策部などが災害対策部各班と連携して対応する。

2 交通の規制

(1) 危険箇所における交通の規制

本部長は、災害時に市が管理する道路の破損、路肩の決壊その他の事由により、道路機能が失われた場合には、速やかに道路を保全するよう努める。また、安全面で必要があると認めるときには道路の通行を禁止し、または交通制限を行うものとする。

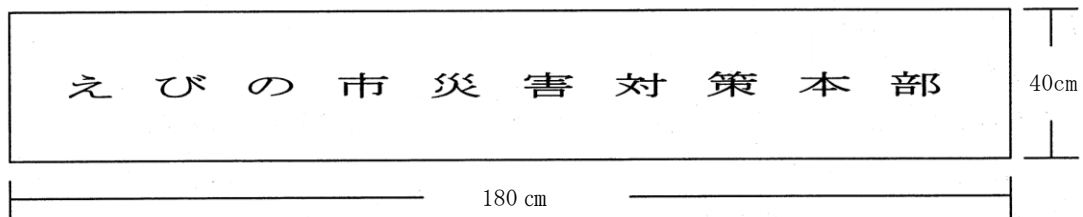
なお、この場合には通行禁止区間または制限区間ならびにこれらの措置期間やその理由を明瞭に記載した道路標識などを設けるものとする。さらに必要がある場合には、適当な迂回路を標識などで明示し、一般交通に支障のないよう措置する。

(2) 緊急輸送車両の手続

本部長は、災害時における交通の禁止または制限下において、緊急輸送車両を使用するときには、県防災計画の定めるところにより、知事または県公安委員会に申し出て緊急輸送車両確認証明書などの交付を受けるものとする。なお、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急通行車両等の事前届出制度に基づき、あらかじめ県公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行うものとする。

(3) 緊急輸送車両の標識及び標章

ア 配備についた車両は、次の標識をつけるものとする。



イ 緊急輸送車両標章は、次のとおりである。



(備考)①色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録、（車両）番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

②記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じ変化する措置を施するものとする。

③この標章は、車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策については、第2編第2章第16節第3「1 道路・橋りょう」に定めるところによる。

4 緊急輸送

(1) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資などの種類、数量、緊急度ならびに現地の交通施設などの状況を勘案して、次のうち適当な方法によるものとする。

- (ア) 道路輸送
- (イ) 鉄道輸送
- (ウ) 空中輸送
- (エ) 人力による輸送

(2) 道路輸送

ア 市災害対策本部における車両などの確保

市災害対策本部の各対策部が業務遂行のため必要とする車両などの確保は、次の方法により行う。

(ア) 市有車両などの確保

- a 車両などの掌握は、総務対策部施設交通班において行う。
- b 各災害対策部は、車両などを必要とするときには、総務対策部施設交通班に配車を要請する。
- c 総務対策部施設交通班は、上記の要請があった場合には、車両などの保有状況を考慮のうえで使用車両などを決定し、要請者に通知する。

(イ) 市有車両以外の車両などの確保

- a 各災害対策部は、市有車両以外の車両などを確保する必要がある場合には総務対策部施設交通班にその確保を要請する。
- b 総務対策部施設交通班は、上記の要請があった場合には、次の順序で車両などの確保を図るものとする。
 - ①公共団体に属する車両など
 - ②民間企業の営業用車両など
 - ③本部員の自家用車両など

(ウ) 車両などの確保の協力要請

本部長は、市内で車両などの確保が困難な場合または輸送条件などから、他市町にて車両などを確保することが効率的であると判断される場合には、隣接市町または県に対して協力を要請し、車両の確保を図るものとする。

イ 市所有車両の状況

市所有車両の状況は、次のとおりである。

表 市所有車両の状況

車 種	台数	車 種	台数
大型バス	1	小型貨物	2
マイクロバス	2	軽乗用	1 6
小型特殊	7	軽貨物	5 0
消 防	3 3	軽二輪	6
普通乗用	5	塵 芥	2
小型乗用	7	救 急	1
普通貨物	5	合 計	1 3 8

(出典：えびの市庁内資料 (令和2年3月1日現在))

(3) JR 九州における鉄道輸送

本部長は、道路などの被害により車両輸送が不可能なとき、あるいはJR九州により鉄道輸送を実施することが適当なときには、次により輸送の要請を行う。

ア 要請事項

本部長は、次の事項を明示して輸送の要請を行うものとする。

- (ア) 輸送を必要とする人員、物資の内容
- (イ) 輸送を必要とする区間
- (ウ) 輸送の希望日時
- (エ) その他必要な事項

イ 要請先

(ア) 物資

日本貨物鉄道株式会社九州支社宮崎営業所 電話 0985-72-0713

(イ) 人員

九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部 電話 0985-51-5988

なお、鉄道輸送関係者は、緊急輸送要請が多数競合する場合においては、県と協議のうえ、輸送が円滑に実施されるよう調整に努めるものとする。

(4) 空中輸送

ア 本部長は、災害による交通途絶その他の理由により、山間部や孤立地域などに対する緊急空中輸送の必要が生じた場合には、第2編第1章第2節第2「5 相互応援体制などの整備充実」に定めるところにより、知事に対して空中輸送の要請を行うものとする。

イ 本部長（市長）は空中輸送の支援を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機からの物資投下が可能な地点選定ならびにその確保に努める。

ウ 災害時の防災ヘリポートの状況

災害時の防災ヘリポートの状況は、次のとおりである。

表 災害時の防災ヘリポートの状況

番号	名 称	所在地	所有者(管理者)	ヘリポート状況	地面状況	備考
1	えびの市美化センター	大字坂元	えびの市	広場	芝生	
2	永山河川敷	大字永山	国交省川内川河川事務所京町出張所	広場	芝生	
3	王子原運動公園	大字島内	えびの市教育委員会	グラウンド	芝生	
4	高野コミュニティセンター	大字坂元	高野地区	広場	芝生・土	
5	飯野高校	大字原田	飯野高校	学校グラウンド	砂地	
6	飯野中学校	大字原田	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
7	旧上江中学校	大字上江	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
8	加久藤中学校	大字栗下	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
9	真幸中学校	大字向江	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	
10	岡元小学校	大字浦	えびの市教育委員会	学校グラウンド	芝生・土	
11	旧大河平小学校	大字大河平	えびの市学校教育課	学校グラウンド	芝生・土	
12	旧加久藤小学校尾八重野分校	大字東長江浦	えびの市	分校グラウンド	芝生・土	
13	えびの水辺の楽校	大字小田	えびの市	広場	芝地	
14	えびの高原ピクニック広場	大字末永	環境省えびの管理官事務所	広場	芝生	
15	えびの高原多目的広場	大字末永	環境省えびの管理官事務所	広場	草地	
16	真幸堰	大字向江	国交省川内川河川事務所京町出張所	河川敷	草地	
17	霧島演習場北	大字西長江浦	陸上自衛隊霧島演習場管理班	造成地	砂地	
18	えびの I C	大字永山	NEXCO西日本道路管制センター	駐車場	アスファルト	高速事故のみ
19	えびの P A	大字東川北	NEXCO西日本道路管制センター	駐車場	アスファルト	高速事故のみ

※上記ヘリポートは、所有者（管理者）に申請がなされ、承諾もしくは使用許可が得られているもの

（出典：えびの市庁内資料）

(5) 人力による輸送

本部長は、道路輸送、鉄道輸送、空中輸送が不可能な場合には、次に示す要領にて人力による輸送を行う。

ア 本部長は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

イ 人力による輸送は水防・消防対策部が中心となり、住民などの協力を要請して行う。ただし、住民による人力輸送が困難な場合には、本部長が県に対して支援を要請する。

第10節 避難収容活動計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、民生対策部
--------	-------------

第1 避難計画

市域にて災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、危険な状態にある住民などを安全な場所に避難収容するための計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市災害対策本部は、避難のための立退きの指示ならびに避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容保護について、次のとおりに実施する。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ちつつ、住民などの避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 避難指示

本部長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する（基本法第60条第1項に基づく措置）。

ア 洪水に関する本部長あるいは水防管理者またはその命を受けた市災害対策本部員による避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときには、本部長あるいは水防管理者またはその命を受けた市災害対策本部員は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対して、避難のため立退くことを指示する。

なお、水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（水防法第29条に基づく措置）。

イ 地すべりに関する本部長またはその命を受けた市災害対策本部員による避難の指示

本部長またはその命を受けた市災害対策本部員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときには、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退くことを指示する。この場合には、本部長またはその命を受けた市災害対策本部員は、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（地すべり等防止法昭和33年法律第30号）第25条に基づく措置）。

ウ 災害全般について本部長以外が実施する避難指示

(ア) 警察官

- a 警察官は、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬などの出現及び極端な雑路など危険な事態が確認できる場合には、その場に居合わせた者ならびにその事物の管理者その他関係者に対して必要な警告を発し、さらに特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対して、その場の危害を回避させるべく必要な限度で引き留め、もしくは避難させる。また、その場に居合わせた者及びその事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のための通常必要と認められる措置をとることを命じるか、または自らその措置をとることができる（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条に基づく措置）。
- b 基本法第61条第1項の場合において、警察官は本部長が同項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、または本部長から要求があったときには、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退き、または緊急安全確保措置を指示することができる（基本法第61条第1項に基づく措置）。

(イ) 自衛官

警察官職務執行法第4条ならびに第6条の規定では、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、派遣を命じられた部隊などの自衛官が職務執行について準用して対応する。この場合において警察官職務執行法第4条第2項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする（自衛隊法第94条に基づく措置）。

(2) 避難の誘導者

避難所への誘導については、民生対策部と水防・消防対策部が避難対象地区の自治会あるいは自主防災組織などの支援及び協力を得て実施する。

(3) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び避難者の収容保護は、本部長の指示により、民生対策部避難収容班が行うものとする。避難所の運営にあたっては女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレの確保、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、救助法が適用された場合の避難所の開設及び避難者の収容保護については、知事の補助機関として市災害対策本部が行うものとする。

2 避難指示等の基準

(1) 避難指示等の基準

本部長は、災害が発生し、または発生しようとして危険が切迫している場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、状況に応じ早期に高齢者等避難を発令し、被害の最小化に努める。また、特にその必要が認められるときは、「河川浸水想定区域」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険溪流」、「地すべり危険箇所」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の居住者等に対して避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示及び緊急安全確保については防災気象情報を分析し、気象や周囲の状況の推移なども含め、総合的に判断するなどして発令する。

表 市が発令する避難情報（基準）

区 分	災害の深刻度 低い  高い		
	高齢者等避難 警戒レベル3	避難指示 警戒レベル4	緊急安全確保 警戒レベル5
状 況	・人的被害の発生する可能性が高まったとき。	・人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。 ・時間経過とともに災害が発生するおそれが確実に高まると判断される時。 ・人的被害が発生したとき。	・災害発生、または切迫（必ず発令される情報ではない） ・災害発生を確認
避難の 必要性	・避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難を始めなければならない段階。	・危険な場所からすべての住民が避難行動を完了していなければならない段階。	
とるべき行動	・危険な場所から高齢者等は避難 ・家族などは避難支援協力員などとともに、高齢者等の避難をサポートする。 ・通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持ち出し品の用意などの避難準備を始める。 ・高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難	・危険な場所から全員避難 ・避難中の住民は、直ちに避難を完了する。 ・まだ避難を完了していない住民は直ちに避難するとともに、そのいとまがない場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。	・命の危険 直ちに安全確保
判断基準	○洪水 ・避難判断水位に達し、さらに河川水位が上昇するおそれがあるとき。 （レベル3） ○土砂災害 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い場合 ○その他 ・その他諸般の状況から避難の準備を要すると認められるとき。	○洪水 ・はん濫危険水位を超え、さらに河川水位が上昇するおそれがあるとき。 （レベル4） ○土砂災害 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・土砂災害が発生した場合 ○その他 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・ガス漏れあるいは事故などによる化学物質の流出により、多数の住民の生命・身体への影響が確実視される時、または影響するおそれがあるとき。 ・その他人命の保護上、避難を要すると認められるとき。	○洪水 ・はん濫発生情報が発表されたとき。 ・上流域の決壊により、危険であると認められるとき。 ・災害が発生し、緊急に避難を要すると認められるとき。 （レベル5） ○土砂災害 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害が発生し、緊急に避難する必要があると認められるとき。

3 避難指示等の伝達方法

(1) 発令内容

本部長は、避難指示等について、次の事項を明らかにして発令し、迅速かつ的確に住民へ伝達する。

ア 発令者名（本部長）

イ 避難を必要とする地区名など

ウ 避難を必要とする危険状態（災害の態様）

エ 避難所

オ 避難経路

カ 避難所要時間

キ 注意事項

（ア） 家屋の戸締まりをすること。

（イ） 火の始末をすること。

（ウ） 携帯品は、非常持ち出し程度にとどめること。

（エ） 行動しやすい服装であること。

（オ） 消防職員、消防団員、市災害対策本部員、警察官、自主防災会員のいずれかによる避難誘導のある場合には、その指示に従うこと。

(2) 伝達方法

本部長は、避難指示等を発令したとき、あるいは知事よりその通知を受けた場合には、関係機関と協力して次に示す方法のうちで実情に即した方法を用いて、その周知徹底を図るものとする。

ア 自治会や自主防災組織による伝達

当該地区内の自主防災組織を通じて住民に伝達する。

イ 市防災行政無線などによる伝達

市防災行政無線により伝達、周知を図るほか、防災関係機関などに協力を要請し、多様な手段を用いて迅速に伝達する。

ウ 電話、市ホームページ、SNS、緊急速報メール等による伝達

エ 広報車などによる伝達

広報車により地区を巡回して伝達するとともに、必要に応じてハンドマイクなどを利用し、集落単位で広報するなどして周知徹底を図る。

オ ラジオ、テレビなどによる伝達

必要がある場合には、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

カ 消防団員などによる伝達

消防団員、警察官などに協力を求めて伝達する。

キ 避難信号による伝達

風水害などに伴う避難指示の伝達については、次の水防信号も用いる。

表 避難指示に関する水防信号

種 別	水 防 信 号	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号			
			約 1 分	約 5 秒	約 1 分	約 5 秒
避難指示	避難信号	乱 打	○	休 止	○	休 止

(出典：令和3年度 宮崎県水防計画書)

4 避難の実施の方法

(1) 避難の順位

第1順位：高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など

第2順位：防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難の誘導は、次の要領により民生対策部と水防・消防対策部が総務対策部と連携しつつ安全かつ迅速に行うように努める。

ア 避難の誘導は、消防職員、消防団員及び警察官ならびに自主防災組織の協力を得て行うよう努める。

イ 避難所の位置及び経路などを必要な場所に掲示するよう努める。

ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じて避難経路を2系統以上選定しておくよう努める。

エ 避難誘導員は、避難者の携行品を必要最小限に制限するなど、円滑な立退きについて適切な指導を行うよう努める。

オ 避難が完了した地域に対しては、事後速やかに未避難者または要救出者の有無を確かめるよう努める。

5 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び避難者の収容保護については、第2編第1章第2節第6「避難収容体制の整備」に定めるところによる。

6 避難者の移送

避難者の立退きは、避難者が各自行うことを原則とするが、災害が激甚の場合または緊急を要する場合の避難者の移送については、第2編第2章第9節第1「4 緊急輸送」に定めるところにより、市災害対策本部が関係機関と協力して移送を実施する。

7 学校・社会福祉施設などにおける避難対策

(1) 学校

市教育委員会または学校長は、本部長の指示に基づいて児童生徒などの避難が速やかに実施できるよう、あらかじめ次の事項について避難対策を定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先、避難経路
- エ 避難誘導責任者及び補助者
- オ 避難誘導の要領
- カ 避難後の処置
- キ 事故発生に対する処置
- ク そのほか必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、当該施設収容者の避難対策を速やかに実施できるよう、あらかじめ(1) 学校の場合に準じた避難対策を定めておくものとする。

8 避難所の整備

避難所の整備については、第2編第1章第2節第6「2 避難場所、避難路の確保」に定めるところによる。

第11節 応急住宅の確保計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、企画対策部
--------	-------------

第1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理

市災害対策本部は、災害により住宅を失い、または破損したために居住することができなくなった者に対する応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を次により行う。

1 応急仮設住宅の設置

(1) 対象者

災害により住宅が全壊（焼）または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

(2) 設置の方法

ア 応急仮設住宅の建設については、知事が行うものとする。

イ 知事が本部長に委任した場合または災害の規模が救助法の適用に至らない場合には、民生対策部の要請により総務対策部建築班が行うものとする。

(3) 設置戸数、規模、費用など（救助法適用時）

ア 戸数など

(ア) 同一敷地内におおむね 50 戸以上設置した場合においては、集会などに利用するための施設を設置できる。

(イ) 高齢者などの要配慮者などを数人以上収容するための「福祉仮設住宅」を設置できる。

イ 規模

応急仮設住宅の規模は、1 戸当たり 238.7 万円で 29.7 m² (9 坪) を基準とする。

また、構造については 1 戸建て、長屋建て、あるいはアパート式建築のいずれかでも差し支えない。

ウ 費用

応急仮設住宅のための費用とし、建設に要する費用の限度額は県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

エ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期間内（最長 2 年以内）とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（救助法適用時）

（1）対象者

災害により住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者。

（2）修理の方法

ア 住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事室、便所など日常生活上欠くことのできない最小限度の必要な部分のみを対象とする。

2 修理の費用及び期間

（1）費用

修理のために支出できる費用の限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

（2）期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	民生対策部、土木対策部
--------	-------------

第1 食料供給計画

市災害対策本部の災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給については、次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給については、本部長が指示するか、または知事の委任を受けて本部長が実施責任者となる。

2 食料の応急配給

(1) 主食

県は、応急用米穀の売却については、「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき、次により実施するものとする。

ア 応急配給の措置

本部長は、地震、火山噴火、大規模火災及び風水害などの災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合において、炊き出しなどを実施しようとするときには、直ちに応急配給について知事に申請して主食の配給措置を講じるものとする。

ただし、本部長は次の各号に掲げる場合に限り、災害救助用米穀の配給を行うものとする。

- (ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合
- (イ) 配給機関が被災し、通常の配給を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合
- (ウ) 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

イ 応急食料の緊急措置

本部長は、通信や交通の途絶により孤立したため、知事の指示が受けられない場合には、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」の通達に基づいて、応急食料の緊急引渡し措置をとるものとする。

ウ 応急配給の方法

主食の配給は、民生対策部物資補給班が防災食育センターの備蓄食料などを活用して食料の提供を行うものとし、配給の方法、その他配給の手続については県が定める「主食用米穀の売却要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」によるものとする。

※災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領：資料編参照

(2) 副食品

企画対策部調達班は、民生対策部物資補給班などと連携して、米穀を除くパン、麺類、果物、調味料そのほかの副食品及び乳幼児用ミルクなどについて、原則として市内の民間業者から調達するものとする。また、災害時における副食品の確保については、市と応援協定を締結している関係業者より調達するものとする。

3 防災食育センターの利用

民生対策部物資補給班は、文教対策部や学校給食班などと連携して防災食育センターを利用するなどして食料の炊き出しを実施する。

4 ボランティアによる炊き出しの実施

前項3による炊き出しで食料供給が不足する場合に備え、民生対策部物資補給班は、ボランティア対策部と連携して、公共施設などを利用したボランティアによる炊き出しが実施できるよう連携体制を整備しておく。

第2 飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、次によるものとする。

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2 供給の方法

飲料水の供給は、土木対策部給水班が消防団及び自衛隊などの協力を得て、次の方法により実施する。

ア 1人1日当たりの所要給水量の目標は3リットルとする。

イ 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用する。飲料水は末端給水までの適当な所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

ウ 供給の方法は、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水など、現地の実情に

応じて適切な方法により行うものとする。

(ア) ろ水器によるろ過給水

- a 給水能力、範囲などを考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸などを水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
- b ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器などの搬送用容器に入れ、自動車などにより搬送するなど適切な方法により給水する。

(イ) 容器による搬送給水

- a 最寄りの被災していない水道施設の管理者と協議して取水基地、取水量などを定めるものとする。
- b 取水した水は、給水車（給水車に代用できる散水車、消防車などを含む。以下同じ。）または搬送用容器に入れて自動車などにより搬送し、給水する。

(ウ) そのほかの給水

市災害対策本部は、ろ水器によるろ過水または給水車、自動車による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合においては、ヘリコプターなどによる給水について検討する。

3 給水の費用及び期間（救助法適用時）

(1) 費用

飲料水の供給のための費用は、水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限り。）、車両などの機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 期間

供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行うものとする。

なお、応急復旧対策などについては、別途定める「えびの市水道危機管理対策マニュアル」による。

第3 被服、寝具など生活必需品の支給または貸与

被害者に対する被服、寝具その他生活必需品の支給または貸与は、次によるものとする。

1 対象者

被服、寝具など生活必需品の支給または貸与の対象となる者は、次のアに掲げるものであって、かつイ・ウに該当する者とする。

ア 災害により住居に被害を受けた者（住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水であり、床下浸水や非住家に被害を受けただけの者は対象としない。）。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者。

ウ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

2 支給または貸与の方法

ア 衣料品、生活必需品その他物資の支給または貸与については、民生対策部物資補給班が物資支給責任者を定めて救助物資配分計画表を作成し、自主防災組織などの協力を得つつ、被害別及び世帯の構成員数などに応じて支給または貸与するものとする。

イ 物資については、企画対策部調達班が主体となり調達するものとする。

なお、民生対策部物資補給班は、救助物資とその他の義援物資などとは明確に区分するものとする。

3 支給または貸与の品目、費用及び期間（救助法適用時）

（1）品目

支給または貸与の品目については、原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる下記の品目とする。

（参考）救助法による支給または貸与の品目

寝具、外衣、肌着、身廻り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

（2）費用

被服、寝具など生活必需品の支給または貸与のために支出できる費用の限度額については、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

また、これらの限度額の中には、輸送費及び作業員の賃金は含まれないほか、対象は現物支給したものに限ることとする。

なお、この限度額は、災害発生が夏季（4月から9月まで）と冬季（10月から翌年3月まで）にて異なることに注意する。

（3）期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（4）物資の調達先

市内商店より調達するものとし、不足の分については最寄りの市町より調達するものとする。

第13節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理などに関する活動計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	民生対策部、医療対策部
--------	-------------

第1 保健衛生対策の実施

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このため、県及び市災害対策本部の民生対策部ならびに医療対策部は、緊密に連携し、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズなどに的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックによる心的外傷後ストレス障害（P.T.S.D.）や厳しい災害体験による惨事ストレスあるいは長期避難生活などによる蓄積型ストレスは、心身に大きな障害を生じさせるため、被災者に対するきめ細かいメンタルヘルスケアを実施するものとする。

1 健康対策の実施

（1） 救護所の設置など

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、民生対策部避難収容班は、常に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握して、必要に応じ医療対策部と連携し、救護所などを設置するものとする。

特に、民生対策部要支援者対策班は、高齢者、障がい者など要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設などへの入所、介護職員などの派遣、車椅子などの手配などの支援対策を福祉事業者、ボランティア組織などの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、環境業務班は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、愛護動物の同行避難・救護を行う施設、区域の整備等に努めるものとする。その細部については、県の計画に準じて行うものとする。

※同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所において飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではない。

（補助犬や盲導犬は例外）

（2） 巡回健康相談の実施

ア 避難所や被災家庭の生活環境の整備及び被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を必要に応じて行う。

イ 民生対策部防疫救護班は、医療対策部と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるように訪問指導、グループワーク、健康相談ならびに健康教育などを必要に応じて実施する。

(3) 巡回栄養相談の実施

ア 民生対策部防疫救護班は、避難所や仮設住宅、給食施設などを巡回し、被災者などの栄養状況を正確に把握する。また、栄養状態を改善するため栄養士による定期的な巡回栄養相談などを検討する。

イ 避難所の閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位で栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援するよう努めるものとする。

(4) 避難所外等での避難者に対する対策

市は、車中泊等避難所の外で避難生活を送る人たちに対して、避難場所や健康状態の把握を確実に実施するとともに、エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)等を発症するリスクが高いことから、その予防法を知らせるチラシの配布や医療支援等の対策を講ずるものとする。

(5) 生活不活発発病等予防対策

避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、生活機能低下予防マニュアル(厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)等を活用して、その予防対策に努めるものとする。

第2 防疫・ごみ処理及びし尿処理

災害時における被災地の防疫・ごみ処理及びし尿処理などの活動については、次によるものとする。

1 防疫

(1) 実施責任者

本部長は、感染症が発生し、または感染症が流行するおそれのある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条の規定に基づいた知事の指示・指導にしたがい、当該地域及びその周辺地域に対して感染予防のための防疫上必要な措置を行う。

(2) 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班の編成は、県知事による指示・指導のもと、民生対策部が主体となり、1班3名程度の編成として必要な班数を編成し対応する。

(3) 防疫方法

本部長は、知事の指示・指導に基づいて、次のような消毒方法などにより清掃、消毒、そ族昆虫などの駆除及び自家用水の供給などの対応を迅速かつ的確に実施する。

【消毒の対象や場所、消毒方法など】

対 象	消毒場所	消 毒 方 法 な ど
飲 料 水	井戸	次亜塩素酸ナトリウムの投入 【留意点】 <u>①汚水を汲み出して、井戸の中に溜まっている堆積物をさらい出す。</u> <u>②浅井戸の場合は新しい砂利を井戸底に引きつめる。</u> <u>③飲用する前に水質検査を受ける。</u>
	上水道	塩素消毒の実施
屋 内		<u>泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させた後、塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（台所用漂白剤など）、消毒用アルコールにより清拭する。</u>
屋 外		<u>土砂等を取り除いた後、水道水で洗い流し、しっかり乾かす（床下や庭の消毒は原則不要）。</u>
便槽、浄化槽	便槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄化槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

※出典：日本環境感染学会のガイダンス「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」を参考に作成

（４） 患者などに対する措置

災害状況により、患者を伝染病舎に収容することが困難な場合には、小林保健所長と協議して臨時隔離舎を設置するなどして収容する。

（５） 避難所の防疫処置

本部長は避難所を開設したときには、県の指示・指導のもとで次のような避難所における防疫の徹底を図る。この場合、市災害対策本部は、各災害対策部の連携のもと衛生管理に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、防疫の万全を期するものとする。

- ア 食料などの調理方法や食材の保存管理方法などの衛生指導
- イ 手洗い用水、飲料水の水質検査の指導
- ウ 避難者の手洗いやうがい励行並びに簡易トイレなどの衛生環境の指導
- エ 避難者の清潔保持、保温対策、適切な栄養状態の維持などの指導
- オ 避難者の体調不良時の迅速な受診または医療相談の実施に関する助言
- カ 破傷風やインフルエンザ予防のための身体防護（手袋やマスク着用）指導

（６） 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達は、民生対策部防疫救護班が企画対策部調達班と連携して市内の業者より調達する。市内の業者から調達できない場合には、総務対策部と連携を図るなどして最寄りの市町より行う。

2 ごみ処理及びし尿処理

(1) 実施責任者

被災地のごみ処理及びし尿処理は、本部長の指示により民生対策部環境業務班が行うものとする。

(2) 処理班の編成

清掃の実施方法については、状況に応じて地域ごとに班を編成して対応する。

(3) 処理方法

民生対策部環境業務班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）同法施行令（昭和 29 年政令第 183 号）及び同法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 32 号）に定める基準に基づいて、廃棄物の処理及びし尿の処理を行うものとする。

(4) 処理施設の状況

ごみ処理施設、し尿処理施設及びし尿汲み取り業者（市が許可しているもの）については、次の表のとおりである。

表 ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
えびの市美化センター	えびの市大字坂元 1040 番地	70 トン/16H	焼却
えびの市 一般廃棄物最終処分場	えびの市大字坂元 662 番地	埋立地 70,000m ³	埋立

表 ごみ等の仮置場

施設名	所在地	細部場所
国際交流センター	えびの市大字榎田 3 8 8 番地 1	南西側駐車場及び空き地
王子原運動公園	えびの市大字島内 2 0 4 4 番地	北側及び南側駐車場
永山運動公園	えびの市大字永山 7 8 5 番地	運動場
神社原運動公園	えびの市大字原田 2 0 0 0 番地	球場

表 し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
えびの市環境センター	えびの市大字永山 773 番地	40kl	標準脱窒素方式

表 し尿汲み取り業者（市が許可しているもの）

業者名	所在地	電話	バキュームカー 保有台数
(株) 小林衛生公社	小林市細野 2194 番地 1	(0984)23-2429	15 台

(出典：えびの市庁内資料)

第3 がれきの処理

1 被害情報の収集と全体処理量の把握

市災害対策本部は、損壊建物数などの情報を収集して、がれき処理の必要性を検討し、速やかに全体処理量を把握するとともに、がれきに関する効率的な処理計画を定める。また同時に県に連絡するなどして、民生対策部環境業務班と連携して関係機関と計画的な処理体制などについて調整を図るものとする。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材などの確保

民生対策部環境業務班は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材などの確保に努める。

(2) 応援要請

民生対策部環境業務班は総務対策部と調整を行い、県、近隣の市町ならびに民間の廃棄物処理事業者などに対して必要に応じて応援を要請する。

3 処理の実施

(1) 撤去作業

民生対策部環境業務班は、土木対策部と連携して、災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、あるいは通行上支障があるものなどから優先的に撤去するものとする。

(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

民生対策部環境業務班は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理には長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリートなどのリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

第14節 行方不明者などの搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、民生対策部
--------	-------------

第1 遺体の搜索、処理

災害により死亡したと推定される者の搜索及び災害により死亡した者の収容埋葬などは、次によるものとする。

なお、遺体の搜索ならびに処理は、救助法が適用された場合には知事の委任を受けて本部長が実施するが、同法が適用されない場合においては本部長が行う。

1 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、四囲（しい）の事情により、すでに死亡していると推定される者。

(2) 搜索の方法

遺体の搜索は、総務対策部が計画を立案し、民生対策部や水防・消防対策部などの各災害対策部と連携して実施する。搜索活動は、災害の規模に応じて搜索班を適宜編成し、必要に応じて警察、消防などの関係機関や住民などの協力を求めて迅速に実施する。

(3) 搜索の費用及び期間（救助法適用時）

ア 費用

借上費または購入費、修繕費、燃料費の実費とする。

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。この場合、本部長は上記の期間内に延長期間、対象地域、理由などを明らかにして、知事に申請する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害により死亡した者で、その遺族が処理できないもの。

(2) 処理の方法

- ア 遺体の処理計画及び実施については、民生対策部要支援者対策班、防疫救護班ならびに医療対策部などの各災害対策部の関係部署を主体に処理班を編成し、必要に応じ警察やえびの市内の病院ならびに住民などの協力を求めて実施するものとする。
- イ 遺体を発見した場合は速やかに警察官に連絡し、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に定める検視を待って遺体の引渡しを受け、遺体の処理を行う。
- ウ 遺体の身元が判明している場合には、原則として遺族、親族に引渡すものとする。
- エ 遺体の処理は、次による。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒などの処理

遺体の処理は、遺体の識別のための措置として行うものであり、遺体の撮影などにより、身元確認の措置をとる。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合には、遺体を特定の場所（寺院などの施設利用または学校などの敷地に遺体収容場所を仮設する。）に集めるなどして、埋葬処理を完了するまで一時保存する。

(ウ) 検査

遺体について、死因のほか医学的検査を行う。

(3) 処理の費用及び期間（救助法適用時）

ア 費用

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒などの処理に要する限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

(イ) 遺体の一時保存

- a 既存建物利用のための借上実費
- b 既存建物が利用できないときに要する限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。
- c 検案

民生対策部防疫救護班によるものを原則とし、これによらない場合は当該地域の慣行料金の額以内（検案料のみで、検案書の作成に要する費用は認められない。）。

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。この場合には、本部長は行方不明者の搜索と同様の対応を行う。

第2 遺体の埋葬の実施

1 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、その遺族が埋葬を行うことが困難な者。

(2) 埋葬の方法

埋葬は、民生対策部要支援者対策班が行うものとし、棺、ドライアイスまたは骨つぼなどの埋葬に必要な物資の支給及び火葬、納骨などを行う。

(3) 埋葬の費用及び期間（救助法適用時）

ア 費用

埋葬に要する費用の限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。この場合には、本部長は行方不明者の搜索と同様の対応を行う。

2 遺体収容所の状況

遺体収容所及び安置所については、その都度、民生対策部要支援者対策班において、特定の場所を検討し、指示するものとする。

3 火葬場の状況

火葬場の所在、名称、収容能力は次のとおりである。

表 火葬場の状況

名 称	所在地	電話番号	処理能力	備考
西諸広域葬祭センター	小林市東方 1046 番地 3	0984-22-4401	1 日 15 体	5 基×3 体

(出典：えびの市庁内資料)

第3 県に対する応援要請

本部長は、遺体の搜索・処理・埋葬などについて、市自らの能力で対応できないときには、次の事項を示して県に応援要請を行う。

- ア 搜索・処理・埋葬などの区別及びそれぞれの対象人員
- イ 搜索地域
- ウ 火葬など施設の使用可否
- エ 必要な輸送車両の数
- オ 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

第4 救助法が適用された場合の措置方法

市災害対策本部は、災害規模が救助法の適用基準に達した場合には、これに基づいた方法で対処する。また、本部長は行方不明者の搜索及び遺体の措置・埋葬を行ったときには、その状況について速やかに知事に報告するものとする。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準：資料編参照

1 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索を実施した場合には、次の書類を整理して保管するものとする。

ア 救助実施記録日計票

[例]

救助実施記録日計票				
救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	○	○	○
	○	○		
えびの市				
責任者 氏名 印				
地区責任者 氏名 印				
No. _____ 〇月〇日〇時〇分				
員数（世帯）				
品目（数量金額）				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

- イ 搜索用機械器具燃料受付簿（資料編 災害救助法様式 4）
- ウ 行方不明者の搜索状況記録簿（資料編 災害救助法様式 13）
- エ 行方不明者搜索用関係費支出証拠書類

2 遺体の措置

遺体の措置を実施した場合には、次の書類を整理して保管するものとする。

- ア 救助実施記録日計票

[例]

死体の搜索状況記録簿

市町村名											
年 月 日	搜索 人員	搜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修理 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

市町村名

- イ 遺体措置台帳（資料編 災害救助法様式 18）
- ウ 遺体措置費支出証拠書類

3 埋葬

埋葬を実施した場合には、次の書類を整理して保管するものとする。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳（資料編 災害救助法様式 17）
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

第15節 要配慮者に配慮した応急対策計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、民生対策部
--------	-------------

災害時における要配慮者（自力避難が困難な高齢者、乳幼児、障がい者や日本語の災害情報が理解できにくい外国人など）に配慮した応急対策については、次に定めるところにより総務対策部と民生対策部が中心となって実施する。

1 社会福祉施設などに対する応急対策

(1) 被害状況の把握

民生対策部物資補給班は、社会福祉施設の被害状況について施設管理者の協力を得て、その実態把握に努める。

(2) 応急対策の実施

施設管理者は各施設の防災計画に基づいて、迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。

(3) 被災施設の入所者の相互受入れ

施設管理者は、災害により居住できなくなった施設が生じた場合には、近隣施設への緊急収容などの的確な応急措置をとるものとする。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 被災状況などの把握

民生対策部要支援者対策班は、ボランティア対策部と連携して、在宅の要配慮者に関する被災状況などについて、避難支援協力員や自主防災組織及び自治会ならびに水防・消防対策部の消防団などの協力を得て、その実態把握に努める。

(2) 要配慮者の避難、救助など

民生対策部要支援者対策班は、総務対策部市民協働班やボランティア対策部などとの相互連携のもとで被害状況の把握に努める。また、えびの市要配慮者避難支援計画などを作成するなどして、迅速かつ適切な避難誘導及び救助活動を行うよう努める。避難にあたっては、優先的に要配慮者を避難所に誘導し、迅速かつ安全な収容活動に努めるものとする。

3 要配慮者に配慮した避難所の設置など

- (1) 民生対策部避難収容班は、避難所を設置・開設する際には、多目的トイレの確保やバリアフリー機能などの要配慮者への配慮を心がけるものとし、また要配慮者の

状況を踏まえ、老人ホームをはじめとする近隣福祉施設への緊急入所あるいはホームヘルパーなどの在宅サービスの紹介などの支援対応に努める。

(2) 市域におけるオストメイト対応トイレは、下記のとおりである。

- ア えびの市役所
- イ 道の駅えびの
- ウ 真幸地区体育館
- エ 飯野地区コミュニティセンター
- オ 真幸地区コミュニティセンター
- カ えびの市老人福祉センター

4 要配慮者に配慮した資材確保

民生対策部物資補給班は、避難収容班や要支援者対策班ならびに企画対策部調達班などと連携して、避難時の生活に必要な紙おむつなどの消費資材、車いすなどの確保に努める。

5 避難所での救護など

(1) 要配慮者の実態把握と救護

民生対策部要支援者対策班は、要配慮者のタイプ別の実態把握を行うとともに、その実態に見合った形で近隣の福祉担当職員などの応援に関する要請を総務対策部人事班に依頼するなどして、被災者の救護に努める。

(2) 介護を要する要配慮者の収容

民生対策部避難収容班は、特に介護を必要とする要配慮者について、ボランティア対策部と連携し、福祉施設の管理者に対して協力を求めるなどして、一時的に当該福祉施設に緊急収容を図るよう努めるものとする。

6 避難所、福祉施設などへのボランティア派遣調整

ア 総務対策部市民協働班は、ボランティア対策部と連携して、ボランティア団体などに対し、要配慮者のタイプ別のボランティアの避難所や福祉施設などへの派遣協力に関する要請を行う。

イ 予想されるタイプ別のボランティアなど

- ①福祉・介護の経験者
- ②手話通訳
- ③外国語通訳
- ④福祉施設の職員など

7 書類の整備

ボランティア対策部長は、次に掲げる書類、帳簿などを整備して保存するものとする。

- ア ボランティア名簿
- イ ボランティア活動実績など
- ウ 支払関係証拠書類

第16節 公共施設などの応急復旧活動

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、土木対策部
--------	-------------

第1 通信施設などの応急復旧

総務対策部は、通信設備などが被災した場合において、施設の応急復旧及び通信機能の確保に努める。

1 県防災行政無線

県災害対策本部は、災害の発生が予想される場合に、通信施設に対する防護策を強化し、万一通信施設が被災した場合においては、実態を早期に把握し、的確かつ臨機の措置を行う。さらに、これらの通信障害の早期復旧に努め、県災害対策本部と市災害対策本部及び防災関係機関との相互通信回線を確保するよう努める。

ア 県災害対策本部は、災害発生が予想される場合においては、次の措置を行う。

- ①通信要員の確保
- ②非常用電源のための燃料確保
- ③機器動作状態の監視強化
- ④車載型地球局の配置
- ⑤通信局舎、機器などの保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ①車載型地球局による臨時通信回線の設定
- ②県災害対策本部員による仮復旧の実施

2 市防災行政無線

総務対策部本部班は、災害の発生が予想される場合において、通信施設の防護策の強化を図るため、次の措置をとる。また、施設が被災した場合には、その被災実態を速やかに把握するなどして早期復旧を行う。

- ①通信要員の確保
- ②非常用電源のための燃料確保
- ③機器動作状態の監視強化
- ④通信局舎、機器などの保護強化
- ⑤市職員による仮復旧の実施

第2 地域コミュニティ施設など対策

地区コミュニティセンターなどの施設の管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

なお、施設の被災状況については、迅速かつ的確に総務対策部市民協働班に報告する。

第3 公共施設などの応急復旧

1 道路・橋りょう

土木対策部土木班は、災害が発生した場合には、市が管理する道路、橋りょうについて、その被害状況を速やかに把握したうえで応急復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

ア 被害状況などの調査

土木対策部土木班は、災害が発生した場合には道路の被害状況、道路上の障害物の状況などを調査し、直ちにその被害状況を本部長へ報告する。

イ 交通規制・迂回路の設定

土木対策部土木班は、通行が危険な路線や区間を確認した場合には、直ちにえびの警察署へ通報し、通行止めや道路通行規制などの必要な措置を講じる。また、迂回路がある場合には、これを利用するなどして交通機能を確保する。

ウ 被害の報告

市管理道路に被害が発生した場合には、直ちに次の事項を県地方支部へ報告する。

- ①被害の発生した日時及び場所
- ②被害の内容及び程度
- ③迂回路の有無
- ④応急復旧に要する期間

エ 道路管理者への通報

本部長は、市管理道路以外の道路が損壊などにより、通行に支障をきたす状況を確認した場合には、その道路管理者に対して速やかに通報し、応急復旧の実施について要請を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 応急工事の体制

(ア) 要員及び資材の確保

市災害対策本部は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、あらかじめ次の措置を講じておく。

- ①応急工事に必要な施工技術者、技能者の現状把握及び緊急時における動員方法

②地元建設業者の現状の把握及び緊急時における協力要請方法

③応急工事に必要な資機材の確保

④建設機械などの現状把握及び緊急時における調達の方法

(イ) 派遣または応援の要請

本部長は、災害による被害が激甚のため、応急対策工事が困難な場合または代替性に乏しくかつ緊急に大規模な対策を必要とする場合には、第2編第2章第5節第3「自衛隊の災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を行う。また、県及び他の地方公共団体に対しても直ちに応援を求めるなどして、応急対策工事を迅速に実施するものとする。

イ 道路の応急復旧工事の実施

土木対策部土木班は、被害を受けた市が管理する道路について、重要度が高い順に次のとおり応急復旧工事を実施する。

なお、市が管理する道路以外の道路について、一部地域が孤立するなど事態が緊急を要し、かつ当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合においては、必要最小限の範囲で速やかに応急復旧工事を実施する。

①排土作業または盛土作業

②仮舗装作業

③障害物の除去

④仮道、仮橋などの設置

ウ 資機材・人員の確保

復旧工事の資機材・人員については、市内の建設業者などの協力を得て確保する。

2 河川施設

(1) 河川施設の応急対策

土木対策部土木班は、災害により河川施設が破壊あるいは堤防の決壊などの被害を受けた場合には、河川管理者と連携して施設の応急復旧に努め、被害がそれ以上拡大しないよう適切な措置を講ずる。その際、当該施設の重要度や対策に要する資機材の入手の可能性、工期などを総合的に考慮しつつ、対策の優先順位を定めつつ実施する。

ア 河川施設の緊急点検

水防・消防対策部は、河川管理者と連携して、堤防及び護岸に関する巡視・見回りをを行い、決壊口、災害復旧の未着手箇所その他危険箇所に対する緊急点検を実施する。

イ 復旧計画の樹立

河川管理者は、堤防及び護岸について、洪水による被害が増大するおそれがある区間や基礎洗掘箇所の補強あるいはクラックなどによる増破を防ぐために速やかに復旧計画を樹立して復旧にあたる。

ウ 住民への広報

総務対策部本部班は、被害状況、再度災害の危険性、復旧状況あるいは避難情報などについて、市防災行政無線ならびに広報車などを効果的に活用しつつ、住民に対する広報を必要に応じて行う。

(2) 排水対策

ア 河川の施設管理者は、水門及び排水機などの破損について、二次災害の危険性を考慮して速やかに復旧対策を講じる。

イ 河川の施設管理者は、浸水地域における排水について、可搬ポンプを確保するなどして、優先的に排水作業を行う。

(3) 関係機関との連携

河川施設などは、上流域から下流域までの一貫した流域管理対策が望まれる。このため、市災害対策本部は、国及び県の河川管理部署やダムの施設管理者などとの相互連携を図りつつ、迅速な応急対策措置を講じる。

3 砂防及び治山施設の応急復旧

災害により、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、県等に報告し、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

イ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

第17節 ライフライン施設の応急復旧計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	土木対策部、総務対策部
--------	-------------

第1 水道施設の応急対策

1 水道施設の応急対策

土木対策部給水班は、災害により水道施設に被害が生じた場合には、応急復旧を速やかに実施し、水道水の供給維持に努める。

(1) 事前対策

ア 土木対策部給水班は、国、県などによる被害想定結果をもとに、管類、弁類など被災施設の復旧に必要な資材を調達できるよう、あらかじめ近隣の水道事業体と調整を図りつつ、資材の備蓄などに努める。

イ 土木対策部給水班は、関係事業者及び他自治体の水道事業体などと事前協議あるいは調整（相互応援体制の整備など）を図り、被災時における応急対策人員の迅速な確保を図る。

ウ 土木対策部給水班は、水道管路図などの整備を推進するとともに、これらの図書類の分散保管を行うよう努める。

(2) 応急復旧対策

ア 上水道施設に関わる送電線の状況については、九州電力送配電株式会社都城配電事業所などと緊密な連携を保ちつつ、施設が被災した場合には停電時における応急送水対策手順を再確認するとともに、早期の電力供給再開を要請する。

イ 停電時は自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位などを相互に監視しつつ、施設の稼働状況を把握する。

ウ 被害程度により、早期復旧が困難であって断水に至ると判断されるとき、または応急措置などのため局所的な断水の必要が生じた場合には、対象地区の住民に対して早期に断水予告などを行う。

エ 飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対しては、速やかに飲料水を供給する。

オ 被害状況の調査及び対策

被害状況の迅速な調査を実施し、適切な対策を立案し速やかに対策を実施する。

カ 応急復旧工事の実施

土木対策部給水班は、次により応急復旧工事を速やかに実施し、給水を確保する。

なお、被害程度により応急復旧期間と大規模な工事費とを必要とする箇所については仮復旧を優先させ、改めて本格的な復旧工事を計画して施工するように努める。

- (ア) 土木対策部給水班は被災施設の給水能力を保持することを前提として、取水、導水、浄水施設の機能確保を行うとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管復旧及び基幹配水管の復旧を最優先に行う。その後、病院、避難所などへの給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次、配水支管、小管及び給水装置などの復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- (イ) 土木対策部給水班は、復旧後の施設使用開始にあたり、水質保全に留意して管内の清掃、塩素消毒などの措置を十分に行う。
- (ウ) 管路などの地下埋設施設の応急復旧工事については、道路管理者及び地下埋設施設の管理者などと連絡調整を密に行う。

第2 電力施設の応急対策

1 災害対策に対する基本体制

電力施設の管理者は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合には、事業所内に災害対策組織を設置する。特に、供給区域内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関などが自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また、電力施設の管理者は、災害により事業所が被災した場合に備えて非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 通報、連絡の方法

災害時の通報、連絡の方法については、無線あるいは有線通信用の諸施設及び NTT 電話などを利用して行う。

(2) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設などを除く水道、ガス、通信、放送、道路及び橋りょうなどの公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況

地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家などへの対応状況

- (エ) その他交通状況などの災害関連情報
- イ 電力施設の被害情報
 - (ア) 電力施設などの被害状況及び復旧状況
 - (イ) 停電による主な影響
 - (ウ) 復旧機材、応援の必要性、復旧要員の食料確保などに関する事項
 - (エ) 従業員の被災状況
 - (オ) その他災害に関する情報

(3) 情報の集約

電力施設の管理者が設置する上級災害対策組織は、下級対策組織からの被害情報などの報告及び国、地方自治体などから独自に収集した情報を集約しつつ、総合的な被害状況の把握に努める。

(4) 通話制限

- ア 災害時の保安通信回線を確保するため、上級災害対策組織の長は必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。
- イ 防災体制発令前の段階であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときには、本店直轄機関及び現業機関などの長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 対策要員の確保

- ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報そのほかの情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- イ 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
- ウ 交通途絶などにより所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

4 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

災害対策組織の長は予備品、貯蔵品などの在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他の電力会社などからの融通

(2) 輸送復旧資材などの確保

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、ヘリコプターなどを始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場などの確保

災害時に復旧資材の置場及び復旧のための仮設用地が緊急に必要となり、これらの確保が困難と思われる場合には、災害対策組織の長は市災害対策本部などに依頼するなどして、迅速な用地の確保に努める。

5 災害時における危険予防措置

電力施設の管理者は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するように努めるが、警察や消防機関から要請があった場合には、災害対策組織の長は送電の一時停止などの適切な危険予防措置を講じる。

6 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

ア 応急工事の基本方針

応急対策工事については、恒久的な復旧工事との関連ならびに緊急度などを勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両などの機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器などの活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により、迅速かつ確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機などの活用により通信連絡体制を確保する。

7 復旧計画

ア 下級対策組織は、設備ごとに被害状況を現地で詳細に把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を検討すると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達状況

- (エ) 復旧作業の日程
 - (オ) 仮復旧の完了見込み
 - (カ) 宿泊施設、復旧対策要員の食料などの手配
 - (キ) その他必要な対策
- イ 上級対策組織は前項の報告に基づいて、下級対策組織に対して具体的な復旧対策方針などの指示を行う。

8 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、電力供給面で復旧効果の最も大きいものから復旧作業を行う。

第3 通信施設の応急対策

1 基本方針

通信事業者は、災害により通信サービスに支障をきたした場合には、以下の対策を講じるなどして通信サービスの早期復旧に努める。

2 復旧要員の確保

(1) 復旧体制

通信事業者は、災害が発生した場合には、状況に応じて自らがあらかじめ定める災害対策要綱に基づき災害対策本部を設置する。

(2) 非常召集と自主出社

ア 災害が発生した場合には、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社などに対して人員派遣を要請する。

イ NTT 西日本宮崎支店（延岡・都城）などでは、一定規模以上の地震が発生した場合には、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

(3) グループ一体となった復旧体制

NTT 西日本宮崎支店（延岡・都城）などでは、早期復旧が困難な場合には関連グループ会社などに応援要請を行うなどして、グループ一体となった復旧体制をとる。

(4) 広域応援体制

大規模な災害発生時において、支店や出先事業所のみでは短期間に復旧が困難な場合には、広域応援体制をとる。大規模な災害時においては、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成するなどして、被災状況調査及び移動電源車や衛星通信車両などを活用した重要または緊急通信回線確保などを行うほか、既存の被災設備に対する迅速な復旧を図る。

(5) 防災訓練

大規模な災害発生時に備え、定期的に防災訓練を実施するとともに、行政機関の主催する総合防災訓練などにも積極的に参加し、連携を図る。

3 資機材の確保

(1) 各種災害対策用機器の事前配備

通信事業者は、災害が発生した場合に備え、重要通信を確保するとともに、故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブルなどの災害対策用資機材を事前に配備しておくよう努める。

(2) 広域調達体制

通信事業者は、支店や出先事業所にあらかじめ配備している各種災害対策用機器や資機材が不足する場合においては、速やかに本社へ依頼するなどして確保する。

(3) 緊急輸送

大規模な災害発生時において復旧要員及び災害対策用機器や資材の緊急輸送が必要となった場合には、ヘリコプターなどを用いて緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関などへ支援を要請する。

4 復旧の考え方

地震により災害が発生した場合、通信事業者は当該設備及び回線復旧に関して応急措置をとることとするが、その際には重要通信の確保に留意し、災害状況や電気通信設備の被害状況に応じた適切な措置により、効果的な復旧に努める。

5 広報

通信事業者は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備などの応急復旧の状況を広報するとともに、通信ができないことによる社会不安の解消などに努めるものとする。

(1) マスメディアによる広報

通信事業者は、報道機関の協力を得て、テレビやラジオによる放送、新聞への掲載などによる広報活動を積極的に実施する。

(2) 広報車による広報

通信事業者は、広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第18節 ボランティア活動との連携計画

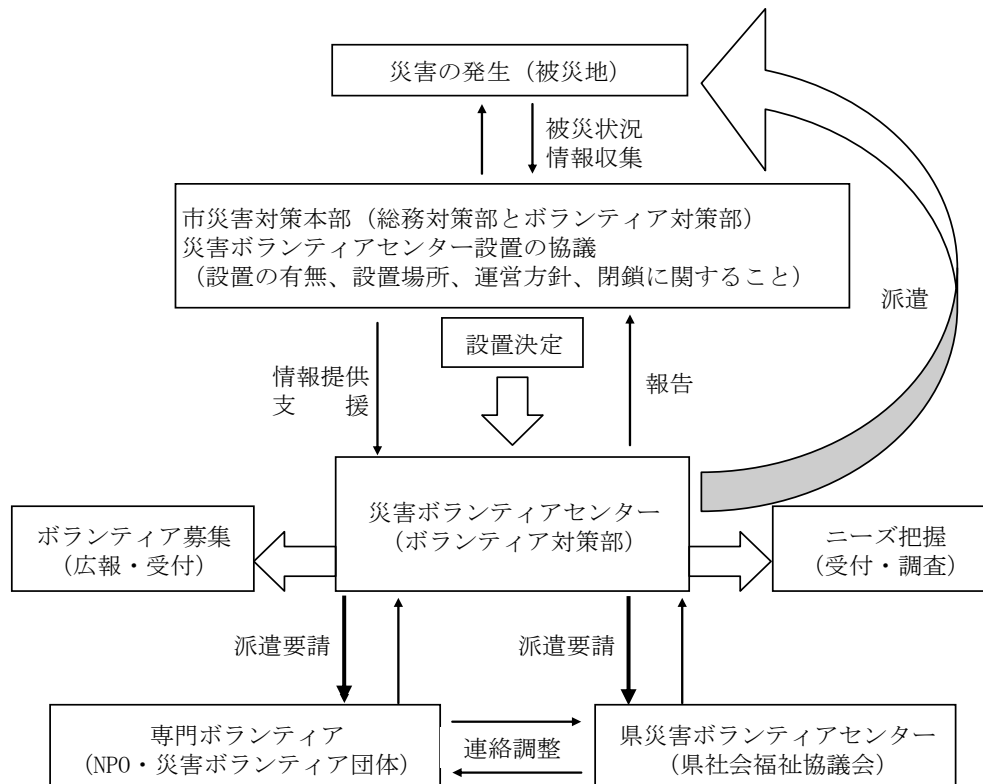
[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、ボランティア対策部
--------	-----------------

第1 ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性を考慮し、総務対策部ならびにボランティア対策部は、被災者の救援などを行うためのボランティア活動が円滑に行われるよう、県社会福祉協議会などの関係団体と連携して必要な措置をとる。

[ボランティア受入れの流れ]



1 災害ボランティアの支援に関する計画

(1) 受入れ窓口の開設

総務対策部市民協働班は、災害ボランティアセンター（ボランティア対策部）と連携を図るとともに、その活動に対して情報提供や調整支援を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点の提供

総務対策部市民協働班は、ボランティア対策部と協議し、災害ボランティアの活動

拠点となる災害ボランティアセンターを被災地近隣の公共施設などに設置する。

なお、災害ボランティアセンターは次の業務を行う。

- ア ボランティアのニーズの把握及び情報の提供
- イ 派遣要請（要否を含む）などの現地ボランティア活動の調整
- ウ ボランティアの受入れ・受付
- エ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- オ 市災害対策本部との連絡調整
- カ その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークの形成及び活動支援など

（3） 県災害ボランティアセンターとの連携

ボランティア対策部ならびに総務対策部市民協働班は、災害ボランティアの必要数、支援業務の内容、受付体制及び災害ボランティアセンターの設置場所などの受入れ体制などについて、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。

2 災害ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア対策部が設置する災害ボランティアセンターを通じ、災害ボランティアに協力依頼する活動の内容については、主として次に掲げるものとする。

- ア 要配慮者に対する自宅の生活環境の復旧支援など
- イ 災害情報、安否情報、被災者の生活情報などの収集・伝達
- ウ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分けや配布、高齢者などの介護など）
- エ 在宅者の支援（高齢者などの安否確認、介護、食事、飲料水の提供など）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

第2 ボランティアの派遣要請

1 派遣協力の依頼方法

ボランティア対策部は、市内のボランティア団体などの奉仕協力を必要とするときには、ボランティア団体などの代表者に対して次に掲げる事項を通知し、派遣協力を依頼する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業内容
- ③ 従事場所
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

⑦その他必要な事項

2 専門ボランティアの派遣要請

総務対策部市民協働班は、市災害対策本部の各班から次のような専門的技能を有するボランティアの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所などを明らかにしたうえで災害ボランティアセンターと連携し、県ボランティアセンターならびに関係団体などに対してボランティア派遣を要請する。

- ①医療、助産分野
- ②障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ③土木建築分野（被災建築物危険度判定士など）
- ④語学分野
- ⑤輸送分野
- ⑥情報通信分野
- ⑦その他専門的な技能を有する分野

3 災害ボランティアコーディネーターの確保及び派遣要請

えびの市社会福祉協議会は、平常時から災害時に各対策部署で災害ボランティアを指示・統括できる災害ボランティアコーディネーターを確保する。

なお、災害時に災害ボランティアコーディネーターがいない場合には、ボランティア対策部は宮崎県・市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、県ボランティアセンターに対して派遣を要請する。

第19節 義援金・義援物資の受入れ計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	企画対策部、民生対策部
--------	-------------

企画対策部ならびに民生対策部は、災害が発生した場合に、各方面から寄せられる義援金・義援物資の受入れ、配分などについて、次に定めるところにより迅速に対応する。

1 義援金・義援物資の受付

市に対し寄せられた義援金・義援物資は、原則として企画対策部調達班にて受付けるが、義援金・義援物資の性格により他の部班でも受付けるものとする。

なお、企画対策部調達班は、これらの義援金や義援物資の数量及び内容について、一元管理を行うものとする。

2 義援金・義援物資の配分及び保管

義援金・義援物資の配分については、被災者の被害状況などを考慮したうえで、市災害対策本部会議または市の配分委員会を開催して決定するものとする。また、委託義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は、市の口座に預け入れ、義援物資については民生対策部物資補給班にて保管するものとする。

3 受領書の発行

義援金・義援物資の受託に際しては、受領書を発行する。

4 書類の整備

企画対策部調達班長は、次に掲げる書類、帳簿などを整備し、保存するものとする。

ア 義援金の受入れ及び配分台帳

イ 義援物資の受領及び配分台帳

第20節 災害救助法の適用計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	民生対策部、総務対策部
--------	-------------

第1 救助法の適用

救助法の適用については、同法、同法施行令などの定めるところによるものであり、その内容は次のとおりである。

1 救助法の適用基準

救助法の適用については、市内の住宅減失世帯数が基本となるが、その他県内で大規模な災害が発生し、市域にも影響が及んだ場合においても、次のいずれかの条件を満たせば適用される。

表 救助法の適用基準

適用の条件	基準（減失世帯）※
○市内の住宅減失世帯数（令第1条第1項第1号適用）	50世帯以上
○県内の住宅減失世帯数 かつ市内の住宅減失世帯数（令第1条第1項第2号適用）	1,500世帯以上 25世帯以上
○県内の住宅減失世帯数 かつ市内の住宅減失世帯数（令第1条第1項第3号適用）	7,000世帯以上 多数の世帯
○災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市域で多数の住宅が減失（令第1条第1項第3号後段部分の適用）	
○多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき（令第1条第1項第4号適用）	

※平成22年10月1日現在（平成22年国勢調査確定値）のえびの市の人口に基づく世帯数
（出典：総務省ホームページ 災害救助法について）

2 救助法の適用申請

本部長は、上表の「適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、直ちに災害発生の日時、場所、災害の要因、被害状況及び既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みなどについて、知事に対し報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて救助法の適用を申請しなければならない。

特に、災害の事態が急迫しており、知事による救助の実施を待つことができないとき

には、本部長は救助法に基づく救助活動に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事から指示を受けなければならない。

※ 災害救助法に係る事務手順一覧：資料編参照

3 救助法による救助の種類と実施

(1) 救助法による救助の種類

救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出し、その他による食品及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(2) 救助の実施者

ア 知事は、救助を迅速かつ的確に行うため、必要があると認めるときには、救助の実施に関するその職権の一部を本部長に委任する。委任を受けた本部長は、委任事項についての実施責任者となる。

イ 知事により本部長に事前に委任されている救助の種類

- ①収容避難所の設置及び収容
- ②炊き出し、その他による食品の給与
- ③飲料水の供給
- ④被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ⑤医療及び助産
- ⑥り災者の救助
- ⑦学用品の給与
- ⑧住宅の応急修理
- ⑨遺体の捜索・埋葬・処理
- ⑩障害物の除去

4 救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。また、救助

の期間については、やむを得ない特別の事情があるときには、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

5 救助の実施状況及び報告

市災害対策本部の各対策部は、救助法に基づく救助の実施状況について毎日、適切に記録及び整理を行うとともに、その状況について総務対策部本部班を通じて知事へ報告する。

第2 被害状況の調査

企画対策部調査班は、消防本部と連携して救助法の適用を申請する必要がある災害が発生した場合においては、住宅の被害状況を速やかに調査してとりまとめる。

第3 被害の認定

企画対策部調査班は、被害状況の調査結果に基づいて、住宅の被害認定を速やかに実施する。

1 住宅の被害認定

住宅に関する被害の認定は、次の認定基準により実施する。

表 住宅の被害認定の基準

被害の区分	認 定 基 準
住家全壊 (全焼・全流失)	住宅の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 (半焼)	住宅の損傷または焼失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積20%以上70%未満のもの、または住宅の主要構造部の被害額がその住宅の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水・土砂の堆積など	上記に該当しない場合であって、浸水がその住宅の床上に達した程度のもの、または土砂竹木などの堆積などにより一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 被害状況判定の基準については資料編を参照のこと
(出典：総務省ホームページ 災害救助法における住宅の被害認定基準など)

2 住宅の滅失などの算定

住宅が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼、流失など住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住宅が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

表 住宅の被害程度と滅失世帯としての計上数

被害程度	滅失世帯
全壊（全焼・流失）	1世帯
半壊（半焼）	1/2世帯
床上浸水	1/3世帯

（出典：総務省ホームページ 災害救助法施行令（昭和29年10月30日政令第225号））

第21節 文教対策計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	文教対策部、民生対策部
--------	-------------

第1 学校教育対策

災害が発生した場合に、文教対策部学校教育班は教職員と連携して、児童生徒の安全を最優先に確保する。また、災害発生直後における教職員の確保、文教施設の応急復旧ならびに教科書・学用品の応急処理などの措置を速やかに実施する。

1 実施責任者

- ア 小学校・中学校その他の市立文教施設の災害応急復旧の対応については、本部長の指示により文教対策部学校教育班が主体となり行う。
- イ 小学校・中学校の児童生徒に対する応急教育の対応は、文教対策部学校教育班が支援し、市教育委員会が行うものとする。
- ウ 小学校・中学校における学校長は、災害発生の場合において、適切な措置がとれるよう平常時から具体的な応急対策計画をたてておくものとする。
- エ 救助法による教科書及び学用品の給与については、知事の補助実施機関として本部長が対応を行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

- ア 大規模な災害が発生し、または発生が予想される気象条件となった場合には、学校長は市教育委員会と協議して、必要に応じ休校措置をとるものとする。
- イ 学校長は、休校措置を登校前に決定したときには、直ちにその旨を適切な方法により児童生徒に周知する。また、登校後に休校を決定し、帰宅させる場合には危険な道を通らないなどの注意事項を指導した後に帰宅させる。
なお、児童生徒の帰宅時には状況に応じて教職員が地区別に付き添うなどの措置を講じるものとする。

(2) 学校施設の確保

- 応急教育については、災害の規模や被害の程度により次の措置を講じる。
- ア 校舎の一部が利用できない場合
特別教室、屋内体育施設を利用するものとし、それでも不足するときは、二部授業（在学する児童生徒を複数組に分け、別々の時間帯で授業を行うこと）などの代

替え方法による。

イ 校舎の全部または大部分が利用できない場合

体育館・公民館などの公共施設または隣接学校の校舎などを利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校または被災を免れた体育館や公民館などの公共施設を利用するものとする。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎の建設を行うものとする。

エ 市内に適当な施設がない場合は、南部教育事務所（都城市）を通じて県教育委員会に施設の斡旋（あっせん）を要請する。

（３） 児童生徒数及び施設の状況

小学校・中学校の児童生徒数及び施設の状況については、資料編に示す。

※市立小・中学校の児童・生徒数及び施設の状況：資料編参照

（４） 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに南部教育事務所（都城市）及び県教育委員会とも緊密な連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

3 教科書及び学用品の給与

救助法が適用された場合における教科書及び学用品の給与については、次に示すものとする。

（１） 対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小学校・中学校の児童生徒で、学用品を喪失またはき損し、入手することができない者。

（２） 給与の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

4 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食の必要を認めるときには、県教育委員会及び小林保健所と協議のうえで実施する。

第2 幼育・保育対策

1 事前措置

市こども課は、災害発生のおそれがある場合には、施設長にそれらの情報を速やかに提供するものとする。

2 災害発生直後の体制

- ア 施設長は、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。この場合、園児の安全確保を第一として、園において確実に園児を保護者に引き渡す。
- イ 施設長は、災害の規模、園児または園職員及び施設・設備などの被害状況を把握し、速やかに民生対策部物資補給班に報告する。
- ウ 勤務時間外に災害が発生した場合には、園職員は所属する教育・保育施設に参集して市災害対策本部が行う災害応急復旧対策に協力する。また、施設長は、応急保育または応急保育の実施及び教育・保育施設の管理などのための応急体制を速やかに確立する。
- エ 施設長は、状況に応じて臨時の保育・保育編成を行い、これらを速やかに保護者に周知する。
- オ 本部長は、民生対策部物資補給班を通じ、施設長に対する適切な緊急対策について指示する。

3 応急保育・保育の実施

災害が発生した場合には、市内の教育・保育施設に臨時の教育・保育施設を開設するなどして、応急保育または応急保育を速やかに実施する。保育士は、臨時保育園に充てられた保育士がこれにあたる。

- ア 施設長は、園職員の状況を掌握し、教育・保育施設の整理を行い、園児の被災状況を把握し、民生対策部物資補給班に連絡するとともに、速やかな復旧作業に努める。
- イ 民生対策部物資補給班は、応急保育・保育の実施に関する情報の伝達体制について十分な措置を講じる。
- ウ 受入れ可能な園児は、教育・保育施設において保育または保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。
- エ 園内の保健衛生管理には、十分注意する。

第3 文化財保護対策

文教対策部社会教育班は、災害が発生した場合には文化財管理者と連携して、文化財などの被害を最小限に抑えるよう、迅速な応急対策を実施する。万一、文化財に破損などが生じた場合には、文化財保存調査委員会などの意見を参考にして、文化財の価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者などに指示または指導するとともに、関係機関の指導のもとで復旧計画を策定する。

なお、災害が発生した場合には、次の措置をとる。

- ア 文教対策部社会教育班は、文化財管理者から被災状況に係る情報を収集し、倒壊

- や崩壊を起こすおそれがある場合には、速やかに立ち入り禁止などの安全対策を講じさせた上で、係員を現地に派遣し、被災状況を調査する。
- イ 倒壊や崩壊を起こすおそれがない場合には、被災状況に応じた応急対策措置を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣して被災状況調査を実施する。
- ウ 文化財の被災が著しい場合には、文化財管理者及び県教育委員会と協議しつつ、移設可能な文化財であれば一時的に安全な場所に保管する。
- エ 文化財の破損などが生じた場合には、関係機関（国、県）に対し、報告を行う。

第22節 貯木対策計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	土木対策部
--------	-------

土木対策部は、災害時の貯木場などにおける流木対策について、森林管理署、県ならびに警察署などと協力し、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

- 1 市は、台風などの災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ森林伐採届けのあった施設管理者及び所有者に対し、予防措置に必要な資材などの準備について指導啓発を行うものとする。
- 2 市は、木材が流失するおそれがある場合には、施設管理者及び所有者に対して木材をそれぞれ安全な場所に搬出し、確実に固縛するよう指導するものとする。
- 3 市は、搬出不可能な貯木場などで木材が流出するおそれがある場合は、施設管理者及び所有者に対して流出防止措置をとるよう指導するものとする。
- 4 土木対策部林務班は、木材が流出した場合、直ちに警察ならびに国土交通省川内川河川事務所、県土木事務所などの関係機関へ通報するものとする。

第23節 畜産・農林産物対策計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	経済対策部、土木対策部
--------	-------------

第1 農林産物の事前及び事後対策

1 事前対策

経済対策部農務班ならびに土木対策部林務班は、台風などにより農林産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときには、直ちに事前対策を樹立し、農林業者に周知徹底を図るとともに、県関係機関などと連携して事前対策について助言を行う。

2 事後対策

経済対策部農務班ならびに土木対策部林務班は、台風などにより農林産物に甚大な被害を受けたときには、直ちに事後対策を樹立し、農林業者に周知徹底を図るとともに、県関係機関などと連携して事後対策に関する助言を行う。

第2 農業対策

1 事前対策

経済対策部農務班は、台風などにより被害を生じるおそれがあるときには、県関係機関及び農業協同組合と連携して、農家に対し事前対策を助言する。

2 応急対策

ア 災害によって農作物の播き直しまたは植え替えをする場合には、農業協同組合に対して種苗確保を要請するとともに、県にその旨を報告する。

イ 緊急に病虫害防除の実施が必要な場合においては、県関係機関及び農業協同組合と連携し、防除対策を助言する。

ウ 緊急的に農薬を必要とする場合には、県を通じて宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸商業協同組合に対し、緊急供給を依頼する。

第3 畜産業対策

1 事前対策

経済対策部畜産班は、浸水などの災害が予想されるとき、または発生したときは飼育

者に家畜を安全な場所に避難させるよう助言する。

2 応急対策

(1) 家畜の防疫

経済対策部畜産班は、家畜の伝染病に対処するため、県にて編成される家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班などと連携し、必要な防疫を実施するものとする。

ア 被災家畜に伝染病疾病の疑いがある場合または伝染病発生のおそれがあると認められる場合には、速やかに県の家畜防疫班及び家畜消毒班の派遣を要請し、緊急に家畜の隔離や立ち入り制限措置などの予防措置をとるものとする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合には、県に対して家畜診療班の支援要請を行うものとする。

(2) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県に対して政府保有の飼料用穀類の放出要請を依頼するほか、宮崎県経済農業協同組合連合会、そのほか飼料業者に対する必要数の確保及び供給について、斡旋（あっせん）を要請するものとする。

第4 林産業対策

1 事前対策

土木対策部林務班は、台風などにより被害を生じるおそれがあるときには、森林組合などと連絡をとり、林家に対して事前対策を指導する。

2 応急対策

土木対策部林務班は、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能の確保及び林産物の被害軽減を図るため、次により県と協議のうえで被災した立木竹の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給などに努める。

(1) 被災立木竹の除去、土砂の除去

土木対策部林務班は、被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある被災立木竹の除去を指導する。また、被災立木竹により遮断された林道などの通行機能の回復などに努める。

(2) 病虫害の防除

土木対策部林務班は、被災した立木竹が菌による腐朽や害虫の食害を受けやすいことなどを考慮し、健全木竹への被害まん延を防ぐために、枯損、倒伏、折損などの被災した立木竹については、速やかに林外へ搬出するほか、焼却または薬剤処理などによる病虫害防除について指導する。

(3) 林業用種苗の確保

土木対策部林務班は、林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、森林組合などと連携して対策に関する技術指導を行うとともに、林業用種苗の確保に努める。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、企画対策部
--------	-------------

第1 被災者への広報及び相談窓口の設置

市災害対策本部は、災害により被害を受けた住民が早期に生活の安定を図れるように全力で支援する。その実施にあたっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図るなど、可能な限り細やかな対応に努める。

第2 罹災証明

罹災証明は、救助法による各種施策や市税減免を実施するにあたり、必要とされる住家の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、本部長及びえびの消防署長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法に規定する災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行うものである。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、
床上浸水、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

なお、住家以外のものが罹災し、証明の発行が必要な場合においては、本部長が行う罹災証明により対応する。

2 罹災届出証明書

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により非住家にかかる被害を受けた場合、証明を行うものである。

3 被害住家調査

企画対策部調査班は、消防本部と連携して被害調査にあたる。また、調査員が不足す

る場合には、他の本部員の応援を求める。さらに、本部員のみでは対応できないと判断した場合には、本部長は近隣市町及び民間団体に対して応援を要請する。また、初回の被害住家調査については、災害発生後おおむね1か月以内に実施するものとする。

なお、再調査については、判定に不服のある住家について、被災者からの申出に基づき実施する。

4 罹災台帳の作成

市の固定資産税課税台帳を基にして、企画対策部調査班は、罹災証明書発行に必要な被害情報などを入力して、罹災台帳を作成する。

5 罹災証明書の発行

企画対策部調査班は、罹災台帳に基づいて、申請のあった被災者に対し被災住家に関する罹災証明書を発行する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続の簡素化、迅速化を図るものとする。

※罹災証明書：資料編参照

6 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、市災害対策本部は、罹災証明に関する相談窓口を市庁舎内に設置するとともに、総務対策部市民協働班が主体となって市広報紙などにより被災者へ周知を図る。

第3 生活確保資金の融資など

1 災害弔慰金及び災害援護資金などの支給

民生対策部物質補給班は、えびの市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月えびの市条例第20号）に基づき、市民が自然災害により死亡した場合に、その遺族に対して災害弔慰金を次のとおり支給する。また、併せて身体または精神に障害が残った場合には、その者に対しても災害障害見舞金を支給する。

表 えびの市災害弔慰金及び災害援護資金などの支給概要

被災の程度／対象者	生計の主たる者	その他の者
死 亡	500 万円	250 万円
身体または精神に障害が残った場合	250 万円	125 万円

※えびの市災害弔慰金の支給等に関する条例：資料編参照

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

えびの市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得の世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、生活福祉資金の貸付けを行う。

《生活福祉資金貸付の対象者》

【低所得世帯】

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（住民税非課税程度）

【障害者世帯】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯

【高齢者世帯】

65 歳以上の高齢者の属する世帯（低所得世帯程度）

3 母子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）」に基づき、災害による被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

《母子寡婦福祉資金貸付の概要》

- (1) 対象資金：住宅資金
- (2) 対 象 者：母子家庭の母または寡婦
- (3) 貸付限度：150 万円以内（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
- (4) 償還期間：6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）

4 被災者生活再建支援金の支給

民生対策部は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立生活の開始を支援する。

(1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震そのほかの異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の基準については、おおむね次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市内における災害

- イ 市内における住宅全壊（焼失）の世帯数が10以上である災害
- ウ 県内における住宅全壊（焼失）の世帯数が100以上である災害
- エ アまたはイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊（焼失）被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊（焼失）被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊（焼失）被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※上記エ～カ項の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置がある（合併した年と続く5年間の特例措置）

（2） 被害の認定

企画対策部調査班は、被害の認定について、「災害救助法に基づく被害判定基準」などに基づいて、適正かつ迅速に調査を行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満または損害の割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

※災害救助法に基づく被害判定基準：資料編参照

（3） 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊（焼）した世帯
- イ 住宅が半壊（焼）または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続しており、住宅に居住不能な状態が長期間にわたり継続している世帯
- エ 住宅が半壊（焼）し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（4） 支援金の支給額

支給金額については、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金ならびに住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額が次のとおり支給される。

ただし、以下の条件がある。

- ア 国及び県が支給する支援金額の最高額は300万円である。
- イ 世帯人数が1人の場合には、各該当額の3/4と金額となる。
- ウ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして放置しておく危険な状態であり、修理するには極めて高い経費が高いために解体した場合には「全壊」扱いとなる。
- エ 加算支援金の賃借については、公営住宅や仮設住宅への入居は除外される。
- オ 基礎支援金の申請期限は、災害の発生した日から37ヶ月間、加算支援金につい

での申請期限は災害の発生した日から 85 ケ月間となっている。ただし、災害の規模によりこれらの期間は延長される場合がある。

表 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

区 分		基礎支援金（Ａ） 【住宅の被害程度】 （万円）	加算支援金（Ｂ） 【住宅の再建方法】 （万円）		合計額 A＋B （万円）
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単身世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

（出典：厚生労働省ホームページ「被災者生活再建支援制度の概要」）

（５） 支給申請

企画対策部調査班は、民生対策部物資補給班と連携して、支援金の支給申請を受けた場合には、速やかに申請書類の審査、ならびに当該申請に係る被害の認定を行う。県は、市災害対策本部から申請書類の送付があった場合には、これを審査のうえで支給の可否を決定する。

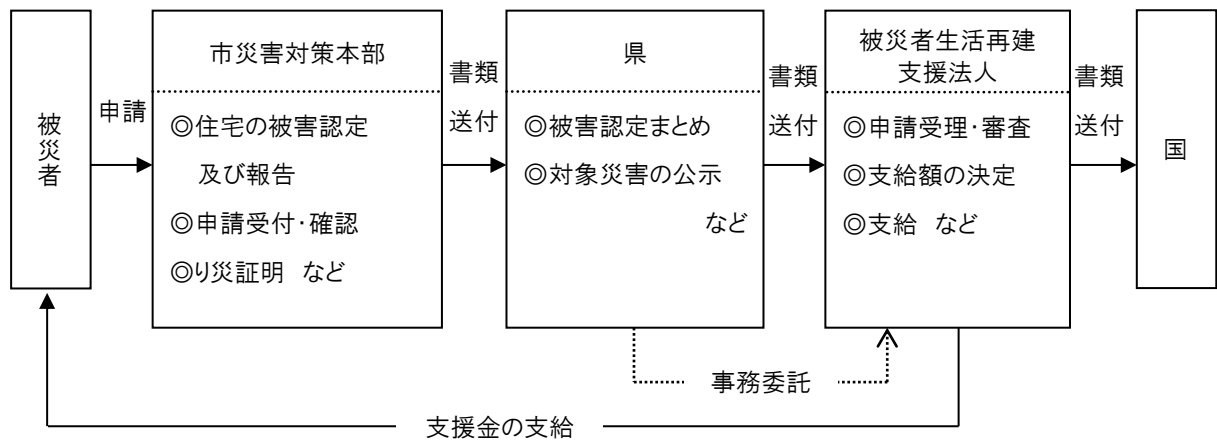


図 被災者生活再建支援金の支給手順

※被災者生活再建支援金支給申請書（例）：資料編参照

5 宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の支給

民生対策部は、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱（平成 19 年 7 月 23 日財団法人宮崎県市町村振興協会）に基づき、災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、「宮崎県・市町村災害時安心基金支援金」を支給する。

表 宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の支給

区 分	支 給 の 内 容 など
実 施 主 体	財団法人宮崎県市町村振興協会
対 象 災 害	災害規模に関わらず、市に居住する者の住家に全壊（焼失）、もしくは半壊（焼失）または床上浸水の被害をもたらした自然災害
支援金の額	(1)住家の全壊（焼失）世帯 20 万円 (2)住家の半壊（焼失）世帯 15 万円 (3)床上浸水世帯 10 万円

（出典：平成 19 年宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱）

※宮崎県・市町村災害時安心基金支給申請書：資料編参照

様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人宮崎県市町村振興協会
理事長 様

住 所
市町村長名 印

支援金交付申請書

支援金を下記のとおり交付くださるよう、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 積算内訳

災 害 名 (罹災年月日)	被害区分	被災世帯数 A	1世帯当たり 支援金の額 B	被害毎の支援 金の額 C (A×B)	備 考
	全壊	世帯	円 200,000	円	
	半壊		150,000		
	床上浸水		100,000		
	合計				

第4 雇用の確保

1 就職の斡旋（あっせん）

経済対策部商工班は、被災によりほかに転職を希望するものに対して、小林公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、積極的に就職の斡旋（あっせん）を行う。

2 職業訓練の実施

経済対策部商工班は、被災によりほかに転職を希望するもので、必要な職業訓練を希望するものに対し、小林公共職業安定所と連携して、必要な職業訓練の斡旋（あっせん）を行う。

第5 税対策など

1 市税などの減免

（1）住民税の減免

企画対策部調査班は、えびの市税条例（昭和42年3月えびの市条例第18号）及びえびの市税減免の基準に関する規則（平成19年3月えびの市規則第18号）の規定に基づき、風水害そのほかこれに類する災害を受け、甚大な損失を被った者が必要であると認められるものに対し、市民税を減免する。

（2）固定資産税の減免

企画対策部調査班は、えびの市税条例及びえびの市税減免の基準に関する規則の規定に基づき、災害により著しく価値を減じた固定資産については、必要であると認められるものについて、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

（3）国民健康保険税の減免

企画対策部調査班は、えびの市国民健康保険税条例（昭和42年3月えびの市条例第19号）のうち、減免の基準に関する規則の規定に基づいて、不慮の災害によって住宅または家財に損害を受けた者のうちで一定の基準に該当する者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（4）軽自動車税の減免

企画対策部調査班は、えびの市税減免の基準に関する規則第4条 軽自動車の減免基準に基づき、災害により被害が生じた軽自動車などについて税の減免を行う。

なお、減免金額については、消防署または警察署の署長が発行する罹災証明書及び当該軽自動車などを取り扱う専門業者の見積書を元に決定される。

※えびの市税条例：資料編参照

2 県税の減免などの措置

- ア 県税の申告、申請、納付、納入などの期限の延長
- イ 県税の徴収猶予（1年以内やむを得ない場合は2年）
- ウ 滞納処分の執行の停止など
- エ 県税の減免

被災した納税義務者は、次の各税目について減免される。

- （ア） 個人事業税
- （イ） 不動産取得税
- （ウ） 自動車税
- （エ） 特別地方消費税
- （オ） 軽油引取税

3 国税の減免などの措置

- ア 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出のほか書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長
- イ 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- ウ 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - （ア） 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - （イ） 通常の場合の徴収猶予
 - （ウ） 災害減免法に基づく徴収猶予など

第6 住宅確保の支援

総務対策部建築班は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。また、住宅の建設または補修を行う者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資を受けられるように斡旋（あっせん）に努める。

1 災害公営住宅の建設条件

市災害対策本部は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者などに対して、住宅を賃貸するため、次に該当する場合において国の補助を受け、災害公営住宅の建設を行う。

- （1） 地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象により住宅が滅失した場合（公営住宅法第8条第1項第1号）

- ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上

- イ 市内の滅失戸数が 200 戸以上（激甚災害は別途適用条件あり）
- ウ 滅失戸数が市内の住宅戸数の一割以上

（２） 火災による場合（公営住宅法第 8 条第 1 項第 2 号）

- ア 被災地全域の滅失戸数が 200 戸以上
- イ 滅失戸数が市内の住宅戸数の 1 割以上

2 災害公営住宅の入居者資格

災害公営住宅の入居者は、次のア～ウに示すすべての条件に該当する者とする。

- ア 災害により滅失した住宅に居住している者であること
- イ 入居しようとする者の収入が、「えびの市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年えびの市条例第 31 号）」に規定する金額を超えないこと
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員でないこと

3 災害公営住宅の建設戸数（公営住宅法第 8 条第 1 項）

災害公営住宅の建設戸数については、被災滅失住宅戸数の 3 割以内（激甚災害の場合は 5 割）とする。

4 住宅復興資金の融資

総務対策部建築班は、火災、地震、暴風雨などの災害により住宅に被害を受けた者に対して（独）住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資制度などを活用し、建設または補修に要する資金の貸付けを行う制度について住民に周知する。

（１） 資金の種類

- ア 災害復興住宅建設資金
- イ 補修資金

（２） 市の措置

- ア 災害復興住宅資金

県及び総務対策部建築班ならびに企画対策部調査班は、被災地の住宅被害の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構南九州支店に対して報告を行い、災害復興住宅資金の融資について支援要請を行う。県及び総務対策部建築班ならびに企画対策部調査班は、災害復興住宅資金貸付けを住宅支援機構が決定した場合には、借入れ手続の指導、融資希望者住宅の被害状況や被害率の調査及び「全壊（焼）」、「大規模半壊（焼）」ならびに「半壊（焼）」した旨の「罹災証明書」の発行などを実施し、災害復興資金の円滑な借入れ促進を図れるよう努める。

(ア) 建設及び新築・リユース（中古）購入及び10万円以上の被害を受けた住宅の補修

(イ) 親孝行ローン

(ウ) 地すべりなど関連住宅融資（地すべり関連住宅、土砂災害関連住宅、密集市街地関連住宅の移転や代替え住宅の建設または購入）

イ マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を当時所有し、または使用していたり災者（り災日から1年を経過しない場合に限る。）は、（独）住宅金融支援機構によるマイホーム新築資金の特別融資を受けることができる。このため、県及び総務対策部建築班ならびに企画対策部調査班は、これらのり災者に対し、当該資金が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入れ手続きの相談を受けるなどの支援を行う。

ただし、マイホーム新築融資の対象となる住宅は下記のとおりである。

(ア) 住宅部分の床面積が80～280㎡であること

(イ) 敷地面積が100㎡以上であること

(ウ) 建設費が支援機構で定められている限度額以内であること

住宅融資額：750万円～1,590万円、土地融資額：210万円～340万円

(エ) 住宅金融支援機構の建設基準にあてはまる住宅であること

a 一般の交通の用に供する道に2m以上接していること

b 原則として2以上の居住区（就寝室、居間、食事室など）、台所、トイレ、浴室を設けること

c 住宅の構造区分が木造（耐久性）の場合は、一戸建てまたは連続建てとすること

d 住宅の外壁・天井裏・床下などに所定の厚さの断熱材を施工すること

e 土台が木造の場合は、基礎の高さを一定以上とし、土台は柱と同寸法以上で、耐久性の高い樹種などにすること

f 台所の給排水などの配管設備の点検のため床下点検口などを設置すること

※住宅復興基金の融資に関する各種支援制度：資料編参照

第2節 被災中小企業の復興

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	経済対策部
--------	-------

第1 風評被害対策

1 計画方針

経済対策部は、被災後の市域における産業の復興を早期に図るため、農産物や畜産物の安全性、観光地としての安全性・快適性などについて、市の内外に向け積極的に情報を発信することにより、風評被害による産業打撃を防止する。

2 風評被害対策

経済対策部は、関係機関と連携しつつ、災害後の風評被害の実態を把握し、必要に応じ風評被害対策会議などを開催するなどして、対策を検討し、風評被害を早期に解決する。

第2 中小企業の復興支援

1 計画方針

経済対策部商工班は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び日本政策金融公庫の融資ならびに信用保証協会による融資の保証などが迅速かつ円滑に行われるように、次の措置を実施するなどして、県及び国に対する要望を行う。

2 中小企業復興支援対策

（1）資金需要の把握及び連絡通報

経済対策部商工班は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。また、関係機関に緊急に連絡を行い、その状況について通報する。

（2）資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和などの措置

経済対策部商工班は、被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易化や迅速化ならびに貸付け条件の緩和などについて特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

経済対策部商工班は、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに日本政策金融公庫などが行う金融の特別措置の内容について、中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 融資の弾力的運用

経済対策部商工班は、県と連携して関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予などについて、弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付け」、「セーフティネット貸付け」などによる融資が円滑に行われるよう必要な措置をとる。

※融資制度・共済制度など：資料編参照

第3 農林産業の復興支援

1 計画方針

経済対策部農務班ならびに土木対策部林務班は、被災した農林業者または団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営安定を図るため、天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）、日本政策金融公庫資金などによる融資制度を活用し、復興支援を促進する。また、農業共済団体に対しては、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済の災害補償業務を円滑に実施するよう要請する。

2 農林業復旧資金の貸付

ア 経済対策部農務班ならびに土木対策部林務班は、関係機関と連携をとり、被害状況や復旧のための資金需要などの的確な把握に努め、融資要件などに該当するときには、各資金の融資について借入手続に関する指導などを行う。

イ 経済対策部農務班は、農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体に対して災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるよう要請する。

※日本政策金融公庫の融資制度条件など：資料編参照

第3節 災害復旧・復興

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	全部署
--------	-----

第1 災害復旧・復興計画の策定

1 復旧・復興の基本的方向の決定

(1) 基本方針

市は地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、住民の意向などを反映した基本方針を策定する。

(2) 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望に立った復旧・復興の基本的な方向の決定及び復興計画を策定する必要がある。このため市は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報などを関係機関と緊密な連携を図りながら収集して整理分析を行う。

(3) 住民の意向の把握

市は、被災住民など関係者との話し合いの場などを設定するなどして、住民の意向などの適正な把握を行い、復旧・復興の方向性に対する理解と合意形成に努める。

その際、復旧・復興の様々な場面で男女共同参画や障がい者、高齢者等の災害要支援者の視点を含めるように努める。

(4) 基本方針の策定

市は、復旧・復興の基本方針策定にあたり、県や関係機関などとの緊密な意志疎通を図りつつ、地域の実情や住民の意向などを踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

2 復旧・復興計画の策定

(1) 基本方針

市は、災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順ならびに基本目標などを迅速に検討して、復旧・復興計画を策定するとともに、復旧・復興計画推進のための体制の整備や住民への計画内容の周知ならびに情報提供などを行う。

(2) 復旧・復興に向けた指針の策定

市は、国、県や関係機関などとの緊密な連携を図りつつ、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための指針について策定する。

(3) 計画推進のための体制の整備

市は、策定した復旧・復興計画に基づいて効果的な事業展開を遂行していくため、国、県及び関係機関などとの事業推進方法の調整ならびに協働体制の確立に努める。その際、人員の動員体制、復旧・復興事業のための必要資機材の確保、地域との窓口調整、ボランティアとの連携のあり方についても確立する。

(4) 国、県ならびに他団体への協力要請

復旧・復興には多大な費用を要することから、市は国や県に対して財政支援措置などを要請する。また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国や県ならびに他団体などに対して職員の派遣、その他の協力を要請する。

(5) 住民への情報提供

市は、地域の復興の主体は住民であることを十分に認識し、定期的に住民との話し合いなどの機会を設定するなど、十分な意志疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動などを積極的に行い、計画の内容について周知徹底を図る。

3 災害復興対策本部などの設置

(1) 災害復興対策本部の設置

市は、えびの市の復興目標を見据えた復興計画策定の事務局となる災害復興対策本部を庁内に設置する。

(2) 復興計画策定委員会の設置

市は、住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針などを検討するため、必要に応じ関係機関の代表者などから構成される復興計画策定委員会を設置する。

第2 災害復旧対策

1 災害復旧事業計画の策定

市は、災害復旧計画策定に際して、災害により被災した施設の現状復旧に併せ、再度災害の防止を目的とした施設設計や改良を行うなど、将来の災害に備えた事業計画を確立し、早期の災害復旧と地域の復興に向けた対応に努めるものとする。

2 災害復旧事業の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 砂防設備復旧事業
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (エ) 道路災害復旧事業

- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (キ) 港湾災害復旧事業
- (ク) 漁港災害復旧事業
- (ケ) 上水道災害復旧事業
- (コ) 公園災害復旧事業
- イ 農林水産業施設災害復旧事業
- ウ 林地災害復旧事業
- エ 業都市災害復旧事業
- オ 水道災害復旧事業
- カ 住宅災害復旧事業
- キ 社会福祉施設災害復旧事業
- ク 公立医療施設、病院など災害復旧事業
- ケ 学校教育施設災害復旧事業
- コ 社会教育施設災害復旧事業
- サ そのほかの災害復旧事業

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うことを目的として、市をはじめとする指定地方行政機関及び県などは、復旧事業を早期に実施するため、必要となる職員の配備、職員の応援や派遣などの活動体制について相互に連携を図りつつ、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国または県が費用の全部または一部を負担あるいは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定のための査定計画を立案し、査定が速やかに行えるように努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被災程度により、公共土木施設災害復旧費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）あるいはその他に規定する緊急査定が実施されるよう、市は必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画にあたっては、被災地の状況、被害発生原因などを考慮して、再度災害の防止及び事業効果の早期発見を目標に掲げるなど、関係機関にて十分な連絡調整を図りつつ、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業が速やかに事業として実施・推進できるように、市は事業展開にあたり効率化に努める。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、知事、本部長の報告または資料及び実施調査に基づいて決定される。これは、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律などに基づいて援助されるものである。

1 法律により一部負担または補助されるもの

- ア 公共土木施設災害復旧費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）に基づく、事業費の 2 分の 1 の国庫補助（ただし、予算の範囲内とする。）。)
- ケ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）

2 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する著しい激甚である災害（激甚災害）が発生した場合には、市は、災害状況を速やかに調査し、その実状を把握して早期に激甚災害指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

3 災害復旧資金計画

市は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、次のような起債のほか所要の措置を講じるなどして災害復旧事業の早期実施に努める。

- ア 災害復旧経費の資金需要額の把握
- イ 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業の執行に万全を期する。
- ウ 普通交付税の繰上交付及び特別交付について国へ要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借などにより災害関係経費を確保する。